



1. 開 会
2. 出席報告・日程説明
3. 会頭挨拶
4. 議長選出
5. 議事録署名人の指名
6. 協議事項

【協議事項】

- 第1号議案 入会の承認
- 第2号議案 2026(R8)年度 事業計画・収支予算(案)について
- 第3号議案 規約・規程・規則の改廃について
- ①使用料・手数料規約の一部改正
  - ②貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約の制定
  - ③原産地証明書等貿易関係書類認証規程の一部改正
  - ④職員給与規程の一部改正
  - ⑤意見集約会議規程の廃止
- 第4号議案 (R8年度) 専門家相談 実施計画
- 第5号議案 (R8年度) フレッシュ社員研修 実施計画【追認】
- 第6号議案 (R8年度) チームリーダー研修 実施計画【追認】
- 第7号議案 部会・委員会事業 実施計画
- ①(R8年度)卸商業部会「部会員交流会」実施計画
  - ②専門サービス部会「カスハラ対策セミナー」実施計画
  - ③金融部会「時局講演会」実施計画【追認】

7. 報告事項

【報告事項】

- (1) 地場産業振興祈願会 実施報告
- (2) 国際情勢理解セミナー 実施報告
- (3) 価格決定・原価計算セミナー 実施報告
- (4) 人材採用セミナー 実施報告
- (5) フレッシュ社員ステップアップ研修 実施報告
- (6) 企業内起業セミナー 実施報告
- (7) 創業スクール 実施報告
- (8) Webサイト活用支援 実施報告
- (9) 生成AI最新情報セミナー 実施計報告
- (10) グループ出展支援事業 実施計報告
- (11) 部会・委員会事業 実施報告
  - ①卸商業部会「経営力向上研修会」実施報告
  - ②飲食・サービス業部会「食品ロス削減啓発事業」実施報告
  - ③小売商業部会「にぎわい創造事業」実施報告
  - ④金融部会「視察研修会」実施報告
- (12) 三条商工会議所女性会 活動報告
- (13) 三条商工会議所青年部 活動報告
- (14) 共催・協力・後援・協賛等の依頼、  
外部からの 委員等就任依頼
- (15) 会員等慶弔見舞報告

8. その他

9. 閉 会



## 入会の承認

2026年1月29日から2026年3月11日迄に当所に入会申込みのあった別紙名簿の5名について、入会の承認を求める。

2026年3月11日  
三条商工会議所  
会頭 兼古耕一

# 第1号議案 入会の承認



## 部会再編前

	年度末 会員数	期中 (4/1~9/24)		9/25常議員会 会員数
		入会数	退会数	
工業	559	7	5	561
建設	306	4	4	306
金物卸	150	1	2	149
観光・サービス業	214	1	5	210
商業	185	1	4	182
諸業	163	10	3	170
一般卸	122	1	2	121
交通・運輸	77		1	76
食品関連	58		1	57
金融	63	1	1	63
印刷紙器関連	51		1	50
鐵鋼	50		1	49
合 計	1,998	26	30	1,994

(会費口数)

(148)

(196)

## 再編後

	9/25常議員会~1/28		1/29常議員会~3/11		常議員会後 会員数
	入会数	退会数	入会数	退会数	
工業	2	4		1	559
卸商業		2		3	267
建設		2		1	303
飲食サービス	4	4	2	2	269
小売商業			1	1	182
専門サービス	4		2	1	170
自動車関連・運送					76
金融	1			1	63
印刷紙器関連		1			49
鐵鋼					49
合 計	11	13	5	10	1,987

(会費口数)

(48)

(62)

(39)

(81)

## 《2025年度入退会累計》

入会数	退会数
42	53
入会会費口数	退会会費口数
235	339

【入会申込者】1月29日以降の入会申込者（入会日4/1）

No.	事業所名	代表者	所在地	事業内容	会費		所属部会名
					口数	会費年額	
1	(株)田澤農園	田澤昭彦	三条市代官島1231	シャインマスカット・ぶどう・梨・洋梨・桃の栽培	6	12,000	飲食・サービス
2	からだ導場Laugh 整骨院きよし屋	高野 聖	三条市嘉坪川1丁目2-17 ネクスビル1-C	接骨院、スポーツトレーニング	3	6,000	専門サービス
3	INTENPOREL	西 智由樹	三条市小古瀬633-1	古着販売、小売業	3	6,000	小売商業
4	おそうじ本舗 燕三条店	吉田直哉	三条市西大崎2-21-55	ハウスクリーニング	3	6,000	飲食・サービス
5	ドコドア(株)	本間孝之	新潟市中央区笹口1-2 2F	ソフトウェア開発	24	48,000	専門サービス
					39	78,000	

【退会会員】1月29日以降の退会会員

No.	事業所名	代表者	所在地	退会理由	会費		所属部会名
					口数	会費年額	
1	シティア	細川敏雄	三条市田島2丁目7-15	利用機会なし	3	6,000	工業
2	清水商事	清水隆之	三条市鶴田3丁目2-12	倒産のため	24	48,000	卸商業
3	新潟FPコンサルティング	中島加代子	新潟市中央区西堀通4-816-10-503	三条での仕事が少なくなったため	3	6,000	金融
4	(株)石黒	石黒一成	長岡市与板町本与板352	利用機会なし	4	8,000	卸商業
5	(有)角屋饅心亭おゝ乃	大野信一	三条市横町2丁目11-8	倒産のため	18	36,000	飲食・サービス
6	(株)えんだ	圓田 剛	三条市東本成寺30-35	廃業のため	6	12,000	卸商業
7	(有)鈴半呉服店	鈴木囃彦	三条市本町2丁目13-5	利用機会なし	4	8,000	小売商業
8	(株)栗山鐵工所	栗山ミワ子	三条市西大崎1丁目18-22	廃業のため	10	20,000	建設
9	和洋心菜荘風	坂井正芳	三条市塚野目4丁目6-8	利用機会なし	3	6,000	飲食・サービス
10	(医社)大溪外科医院	大溪秀夫	三条市一ノ門2丁目2-35	閉院するため	6	12,000	専門サービス
					81	162,000	

【所属部会変更】1月29日以降の部会変更会員

なし



2025年度は人口減少や物価高騰等の厳しい経済情勢下、日本経済はデフレ脱却と「金利のある世界」への転換点を迎えた。当所は昨秋、副会頭4名体制と10部会への組織再編を断行し、機動的な支援体制を確立、この新体制を基盤とし、従来の成功体験に固執しない「変革」と多様な主体との「共創」を加速させる。

三条市立大学等との連携を深め、地域の「稼ぐ力」を増強し、地場産業の持続可能な発展を追求する。そのため生成AIの実装や海外販路開拓、価格転嫁の適正化による成長型経済への転換に注力し、不確実な時代においても次代を切り拓くビジネスモデルの創出を強力に後押しする。

従来の成功体験に固執せず、多様な主体との連携を深めることで、地場産業の強靱な発展を促すため以下の3本柱を軸に活動を展開していく。

### I 「イノベーションの創出」と「デジタルの実装」

**生成AIの現場実装とセキュリティ対策：**現場レベルでの生成AI活用を具体的に推進するとともに、セキュリティ対策にも目を向けた経営を支援。

**革新的発想によるビジネスモデル創出：**これまでの常識にとらわれない視点を養うことを目的に、革新的発想を育むセミナーや企業内起業促進事業を実施し、次代を切り拓くビジネスモデルの創出を後押し。

### II 世界市場への挑戦と「産業観光」による地域振興

**グローバル販路開拓：**海外市場の開拓とともに、インバウンド需要の取り込みへつなげ、地域へ還元する仕組みづくりを目指す。

**新領域市場の開拓支援：**多様化する消費ニーズや、新たな市場領域への参入を念頭に置き、若年層や新顧客層へのアプローチを強化するなど、当地域のファンを増やすための販路拡大を支援。

### III 持続可能な経営基盤の整備と「現場主義」の支援

**職場環境の改善と人材確保：**工場環境改善を図り、働く人の安全確保と人材定着を支援し、働きやすい職場づくりを通じて、地域産業の基盤強化を支える。

**成長型経済への転換支援：**適正な価格転嫁の定着を支援し、「パートナーシップ構築宣言」の実効性を高めることで、賃上げと投資の好循環を生む「成長型経済」への転換を推進する。



## I 建議・要望

### 2026年度の主な取組み

- ▶ 豊かで活力ある地域経済社会を実現するため、地域の代弁者として、会員の意見・要望を集約し、産業振興のための課題や諸問題について、国・県・市、関係機関等に対し、適宜適切な提言活動を行う。

## II 関係機関・各種団体との連携強化

### 2026年度の主な取組み

- ▶ 当地域には、多種多様な団体が地域発展のために活動を展開しており、地域の活性化に大きく寄与している。当所としても、三条市・新潟県をはじめ、経済産業省・関東経済産業局や関係省庁、日本商工会議所、関係機関等との連携を一層深め、当地域の振興に資する事業を展開する。

## Ⅲ 2026年度の主な事業の取組み

### 1. 小規模事業者への支援 (経営発達支援推進計画)

#### (1) 「三条市企業支援ネットワーク IPPE UP(イッペアップ)」

三条市・市内金融機関・当所が連携し、事業経営全般に関する総合相談窓口を当所に設置、各機関がそれぞれ個別に行っていた支援メニューの集約、Webサイトから情報を発信。窓口では、創業相談、経営相談、補助金申請支援等、全般に対応。

構成機関：三条市、三条信用金庫、(株)日本政策金融公庫、新潟県信用保証協会、三条商工会議所

#### (2) 「事業承継支援加速化事業」

中小企業、小規模事業者に対しての事業承継支援。事業承継計画策定や見直し、専門家派遣等の支援を実施。

#### (3) 「三条創業スクール」

①創業を漠然と考えている方、創業予定者、創業5年未満の事業者、企業内起業・第二創業を考えている方を対象に、失敗しない創業やマーケティング、ビジネスモデルの考え方を講演する「プレセミナー」を開催し②への参加を促す。

②本格的に創業を目指す方を対象に、創業の仕方からマーケティング・財務・人材活用等について学んでいただき、自身の創業計画書を作成する。

開催時期：①2026年11月(全2回)  
②2026年12月～2027年2月(全7回)

#### (4) 「事業環境変化対応型支援事業」(日本商工会議所委託事業)

物価高騰の影響や、インボイス・電子帳簿保存法等の税制改正による諸問題に対し、小規模事業者が円滑に対応できるよう、セミナーや情報提供を実施する。

## 2.販路開拓・市場開拓を支援

### (1) 「Japan Expo出展PR事業」

フランス・パリで開催される「Japan Expo Paris2026」に出展し、三条のモノづくり技術と歴史を伝え、越後三条打刃物、燕三条工場の祭典などをPR。販路開拓とインバウンドに結び付ける。

開催期間：2026年7月

開催会場：フランス・パリ ノールヴィルパン展示会場

### (2) 「国内展示会共同小間出展事業」

首都圏に絞らず関西及び以西で開催される展示会に共同小間を設け、単独出展が難しい小規模事業者に対し関西エリアでの販路開拓機会を創出。

開催期間：2026年6～7月

開催会場：関西エリア

### ☆(3) 「単独・グループ出展支援事業」

前年度まではグループのみを対象としていたが、本年度は単独出展も対象とする。出展意欲がありながら、1小間を借り上げることが困難な企業に対し、展示会出展の支援を行う。経済的支援だけでなく、展示会の利活用方法、展示会の開催情報、出展後の顧客獲得のためのアドバイス等の支援も行う。

開催時期：随時

### ☆(4) 「推し活市場参入研究事業」

近年盛り上がりを見せている推し活分野について実際に新分野開拓やサービスを展開している企業視察などの市場調査を行い、参入できる可能性を探る。

開催時期：2026年6月

### 3.中心市街地・地域の活性化を支援

#### (1)「にぎわい創造事業」

5社以上で構成した店舗のグループが独自のイベントを実施する際の支援を行う。

開催時期：随時

### 4.企業の体力強化・体質改善・人材育成を支援

#### ☆(1)「建設業魅力発信事業 出前授業」

若手人材獲得並びに建設業の理解を深めてもらうために各職組合に分かれて高等学校への出前授業を行う。これにより人材獲得、人材育成や経営課題解決の一助としてもらう。

開催時期：2026年6月、9月

#### ☆(2)「イノベーションセミナー」

経営におけるイノベーションとは何か、組織づくりはどうしたら良いのか等、進む方向の整理を促し経営改善の一助としてもらう。

開催時期：2026年秋頃

#### ☆(3)「革新的発想を育むセミナー」

知見と有する学識経験者から地場産業の現状と将来像についての講演会を開催。大学との連携も視野に入れながら企業経営の革新に結び付くことを期待する。

開催時期：2026年夏頃

#### ☆(4)「経営思考転換セミナー」

従来のもので作りやサービスは多機能で万能なものが主流であったが、近年ではあえて機能を省略したものが評価されてきている。従来型の発想を逆転させる観点を学び、経営力向上の一助とする。

開催時期：2026年9月



#### 4.企業の体力強化・体質改善・人材育成を支援

##### ☆(5)「フォローシップ向上研修」

入社2～5年目の社員を対象に実施。メンター及び上司やリーダーとのコミュニケーション能力を高め、仕事のやりがいや自身のタイムマネジメントを学び、組織へ貢献できるように支援を行う。

開催時期：2027年2月

##### (6)「企業内起業促進事業」

単線的な事業だけでなく、新事業にチャレンジし複線的な経営を後押しするセミナーを実施。社内の経営資源や人的資源を有効活用することで経営活力を高める一助としてもらう。

開催時期：2026年8月～10月（2回）

##### ☆(7)「工場における熱中症対策事業」

近年続く猛暑や労働安全衛生規則の改正により製造現場における環境改善と健康管理は喫緊の課題となっている。法令に則った対応やIoT活用の事例を学び、働く人の安全と生産性向上の一助としてもらう。

開催時期：2026年6月頃

#### 5.その他産業振興対策事業

##### ☆(1)「現場レベルでの実践するAI活用・デジタル化事業」

現場で使える小さく早い成果や安全な導入方法のセミナーと実例を紹介することでAIやデジタルとったことに対する心理的障壁を低くし、生産性向上につながるよう支援を行う。個別企業訪問も含めて全3回実施予定。

開催時期：2026年9～10月、12月、2027年1～3月

##### (2)「食品ロス削減啓発事業」

R6年度から実施しており、少しずつ効果は出てきているものの、まだ定着はしていないため、3010運動の継続と合わせ食材と環境を大切にすることの重要性を伝えるセミナーを実施する。

開催時期：2025年9月

## 5. その他産業振興対策事業

### ☆(3) 「カスハラ対策セミナー」

消費者の権利意識の高まりやハラスメント問題が経営リスクとして大きくなってきている。また令和8年10月からカスタマーハラスメント対策が義務化されることから、経営上行うべき対策と仕組みを学ぶセミナーを実施する。

開催時期：2026年4月

### ☆(4) 「セキュリティ対策セミナー」

企業がサイバー攻撃を受け、多大な損害を被るケースが増えてきている。事業の継続性を担保するための取り組みを学び、自社の防衛意識を高めるためのセミナーを実施する。

開催時期：2025年8月

## 6. 会議所財政の健全化

廃業等による会員数の減少から、会費収入・共済制度収入も減少傾向が続いているため、地域や会員企業に親しまれる会議所活動を展開し、会員数を維持するとともに、会員拡大運動や共済制度加入を推進し、会議所財政基盤の健全化を図る。

## 7. 会議所活動の見える化

地域経済団体である商工会議所は、会員企業の育成、地域経済の活性化を使命として様々な事業を展開しているが、市民にはなかなか知ってもらえていない。今後を見据え、市民にも会議所事業のPRを行い、活力ある会議所運営を目指す。

## 8. 情報提供の推進化

国・県・市等からの情報をいち早く捉え、速やかに会員の皆様に提供し、経営にお役立ていただくとともに、通信・伝達手段を整備する。

## 9. 会員との交流による情報交換

経済活動の広域化や経営環境の急激な変化に伴い、会員企業の状況も時々刻々と変化している。リアルでの訪問活動やオンラインでの交流を通じ、実情を肌で感じ取り、有益な情報提供に努める。

## 10.市民がより楽しめる三条夏まつりの開催

三条夏まつりが、真に三条市民の心を和ませる有意義な夏のひとときとなるよう、総力を挙げて三条夏まつり協賛会を支援する。

## 11.地域観光・地域振興事業の推進

地域に親しまれ密着した各種イベントに対し、三条市や三条観光協会、関係団体とともに、貴重な伝統資源・観光資源を大切にし、情報共有・情報発信により観光振興に努める。

< 地域で開催のイベントへの支援・協力 >

- ・地場産業振興祈願会(本成寺鬼踊り)
  - ・三条祭り
  - ・三条凧合戦
  - ・燕三条工場の祭典
  - ・三条市産業振興祈願祭(金山神社秋季大祭)
- 等

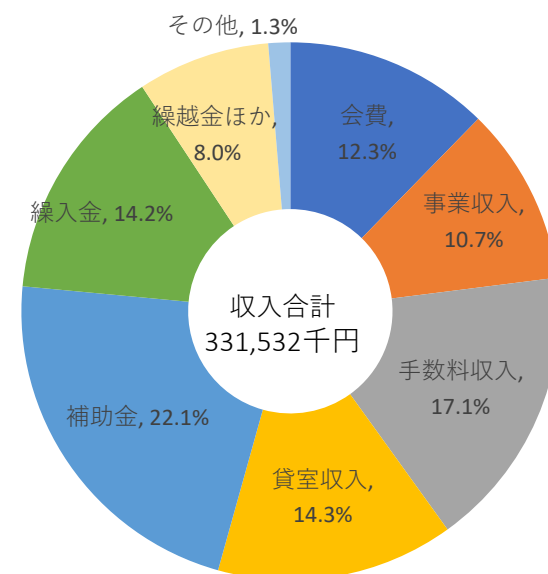


## 【収入】

(単位：千円、%)

区分	令和8年度			令和7年度			比較増減	
	公益事業	収益事業	計 (A)	公益事業	収益事業	計 (A)	金額 (C) = (A) - (B)	増減率
収入合計	182,126	149,406	331,532	171,953	158,676	330,629	903	0.3
会費	40,818	0	40,818	42,100	0	42,100	▲ 1,282	▲ 3.0
事業収入	33,134	2,310	35,444	22,806	2,610	25,416	10,028	39.5
手数料収入	10,593	45,963	56,556	10,809	47,404	58,213	▲ 1,657	▲ 2.8
貸室収入	0	47,317	47,317	0	47,889	47,889	▲ 572	▲ 1.2
補助金	73,428	0	73,428	71,467	0	71,467	1,961	2.7
繰入金	14,692	32,500	47,192	14,148	40,200	54,348	▲ 7,156	▲ 13.2
繰越金	5,684	20,734	26,418	7,046	19,933	26,979	▲ 561	▲ 2.1
その他	3,777	582	4,359	3,577	640	4,217	142	3.4

収入予算構成比



## 【備考】

会費収入：一般会費 38,138千円、特別会費 2,650千円（2025年度一般会費 39,300千円、特別会費 2,750千円）

手数料収入：うちアクサ生命手数料 34,983千円（2025年度 36,799千円）

補助金：新潟県 47,460千円、三条市 25,000千円

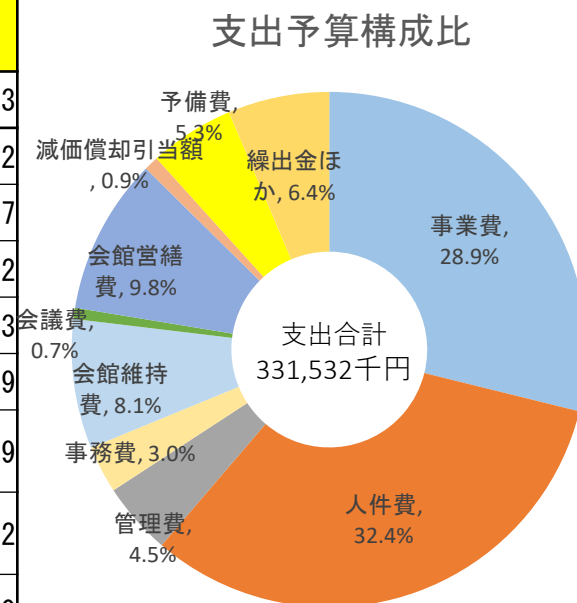
繰入金：会館建設基金特別会計 27,500千円、会館営繕特別会計 5,000千円



【支出】

(単位：千円、%)

区分	令和8年度			令和7年度			比較増減	
	公益事業	収益事業	計 (A)	公益事業	収益事業	計 (A)	金額 (C) = (A) - (B)	増減率
支出合計	182,126	149,406	331,532	171,953	158,676	330,629	903	0.3
事業費	60,842	34,840	95,682	55,749	32,704	88,453	7,229	8.2
人件費	75,998	31,465	107,463	75,345	32,826	108,171	▲ 708	▲ 0.7
管理費	6,140	8,869	15,009	5,936	9,248	15,184	▲ 175	▲ 1.2
事務費	4,618	5,274	9,892	4,905	5,432	10,337	▲ 445	▲ 4.3
会館維持費	10,321	16,581	26,902	10,398	16,267	26,665	237	0.9
会議費	1,271	1,034	2,305	1,447	1,260	2,707	▲ 402	▲ 14.9
会館営繕費	0	32,500	32,500	0	40,200	40,200	▲ 7,700	▲ 19.2
減価償却引当額	0	3,000	3,000	0	3,000	3,000	0	0.0
予備費	5,541	12,142	17,683	1,322	14,038	15,360	2,323	15.1
繰出金ほか	17,395	3,701	21,096	16,851	3,701	20,552	544	2.6



【備考】

減価償却引当額：会館建設に備え会館建基金設特別会計へ 3,000千円

繰出金：小規模事業経営支援会計 14,692千円、会館営繕特別会計 5,000千円、退職給与資金特別会計 1,000千円  
三条商工会議所女性会特別会計 400千円

## 第2号議案 2026(令和8)年度 会館建設基金特別会計予算

### 【収入】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
収入合計	185,201	210,743	▲ 25,542	
繰入金	3,000	3,000	0	
雑収入	1,650	1,650	0	
繰越金	180,551	206,093	▲ 25,542	うち預り保証金31,000千円

### 【支出】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
支出合計 ①	27,510	35,200	▲ 7,690	
繰出金	27,500	35,200	▲ 7,700	
公課	10	0	10	
会館建設基金積立金残高 ②	157,691	175,543	▲ 17,852	うち預り保証金31,000千円
合 計 ①+②	185,201	210,743	▲ 25,542	

第2号議案  
2026(令和8)年度 財政調整基金特別会計予算

【収入】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
収入合計	31,766	31,118	648	
繰入金	1	1	0	
雑収入	360	3	357	
繰越金	31,405	31,114	291	

【支出】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
支出合計 ①	75	0	75	
取崩金	0	0	0	
公課	75	0	75	
財政調整基金残高 ②	31,691	31,118	573	
合 計 ①+②	31,766	31,118	648	

第2号議案  
2026(令和8)年度 会館営繕基金特別会計予算

【収入】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
収入合計	12,935	11,290	1,645	
繰入金	5,000	5,000	0	
雑収入	1	1	0	
繰越金	7,934	6,289	1,645	

【支出】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
支出合計 ①	5,000	5,000	0	
繰出金	5,000	5,000	0	
会館営繕基金残高 ②	7,935	6,290	1,645	
合 計 ①+②	12,935	11,290	1,645	

## 第2号議案 2026(令和8)年度 退職給与資金特別会計予算

### 【収入】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
収入合計	25,283	26,123	▲ 840	
繰入金	1,000	1,000	0	
雑収入	50	50	0	
繰越金	24,233	25,073	▲ 840	

### 【支出】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
支出合計 ①	11	1	10	
繰出金	1	1	0	
公課	10	0	10	
退職給与引当金 ②	25,272	26,122	▲ 850	
合 計 ①+②	25,283	26,123	▲ 840	



## 【収入】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
収入合計	1,378	1,318	59	
会費	144	138	6	
参加者負担金	385	612	▲ 227	
繰入金	400	400		
雑収入	32	31		
繰越金	417	137	280	

## 【支出】

区 分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
支出合計	1,378	1,318	60	
事業費	660	410	250	
会議費	37	25	12	
諸会費	37	7	30	
総会開催費	258	216	42	
全国大会関係費	265	440	▲ 175	
事務費	40	40	0	
雑費	20	10	10	
予備費	61	170	▲ 109	


 改正  
 概要

当所に対応している貿易関係証明のオンライン発給手数料が令和8年度から改正されることが日本商工会議所より通知されたことにより、当所の規約を改正するもの。また、非会員の発給手数料を変更する。

(注)下表のアンダーライン部が改正部分 注記無き場合の金額はすべて税抜

別記第4表 改正条文	別記第4表 現行条文
1. (省略) 2. 証明認証手数料等 会員1,000円 非会員 <u>4,000円</u> 電子申請の場合:1申請につきシステム利用料 <u>231円</u> (税込)…会員・非会員共通 3. 発給後訂正手数料 会員1,000円 非会員 <u>4,000円</u> 電子申請の場合:1申請につきシステム利用料 <u>231円</u> (税込)…会員・非会員共通 4. (省略) 5. (省略)	1. (省略) 2. 証明認証手数料等 会員1,000円 非会員 <u>2,000円</u> 電子申請の場合:1申請につきシステム利用料 <u>160円</u> (税込)…会員・非会員共通 3. 発給後訂正手数料 会員1,000円 非会員 <u>2,000円</u> 電子申請の場合:1申請につきシステム利用料 <u>160円</u> (税込)…会員・非会員共通 4. (省略) 5. (省略)



設置  
経緯

日本商工会議所が定める同規約に基づき  
当所もオンライン発給サービスを提供して  
いるが、規定内に規約が設定されてい  
なかったことに伴い新設するもの

新設  
要旨

システム提供者である日商およびシステム  
を利用してオンライン発給サービスを提供  
する三条商工会議所とオンライン発給サー  
ビス利用事業者で成立するもの。  
システム利用のIDの管理や、システム自体  
の提供責任などが記載されている。  
なお、システム提供の責任範囲・仕様も表  
として示されているが、システムそのもの  
の提供責任・管理責任は日商に存在する。

貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約  
(申請者・代行業者-三条商工会議所・日本商工会議所用)

令和7年4月1日施行

第1章 総 則

第1条 (目的)

本規約は、三条商工会議所が、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」(以下「認証規程」という。)に則り、日本商工会議所(以下「日商」という。)の「貿易関係証明発給システム」(第3条第2項で定義する。以下「本システム」という。)を利用して提供する輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明(以下「貿易関係証明」という。)のオンライン発給等のサービス(第3条第1項で定義する。以下、「本サービス」という。)の利用に関する条件を、三条商工会議所と日商ならびに申請者および代行業者(第2条第1号および第2号で定義する。)との間で定めるものである。申請者および代行業者は、認証規程および本規約の定めに従って本サービスを利用するものとする。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) 申請者：三条商工会議所が行う貿易関係証明の発給を申請する法人(団体)、個人事業者等
- (2) 代行業者：三条商工会議所が行う貿易関係証明の発給を申請する事務を申請者に代わって行う法人(団体)、個人事業者等
- (3) 利用登録：本サービスのうちリファレンスシステム(10)で定義する。)以外の機能を用いるための登録
- (4) 貿易登録：認証規程に基づき、申請者および代行業者が三条商工会議所に対して行う登録
- (5) 発給申請：認証規程に基づき、申請者が三条商工会議所に対して行う、またはその代行業者が申請者に代わって三条商工会議所に対して行う貿易関係証明の作成および発給の申請
- (6) 管理者ID：三条商工会議所が、本サービスを利用する申請者および代行業者に対して発行し、当該申請者または代行業者を識別するために用いる符号
- (7) 署名者：貿易登録に際して申請者が指定する、原産地証明書の輸出者宣誓欄に署名する個人
- (8) ユーザーID：三条商工会議所が、本サービスを利用する署名者ごとに、申請者に対して発行する、当該署名者を識別するために用いる符号
- (9) サブID：申請者が、本サービスを利用する申請者の担当者または代行業者の担当者ごとに付与し、当該申請者の担当者または代行業者の担当者を識別するために用いる符号
- (10) リファレンスシステム：本サービスにより交付済みの貿易関係証明に表示されている、証明書番号、発給年月日等の情報の入力または二次元コードの読み取りにより、交付済みの貿易関係証明を表示するインターネット上の専用サイト
- (11) 申請者等情報：本システムに保存された利用登録、貿易登録、発給申請、管理者ID、署名者、ユーザーID、サブIDその他の申請者および代行業者に関するすべての情報

第3条 (本サービスおよび本システムの構成)

- 1 本サービスは、三条商工会議所が第2項に規定する日商から提供される本システムの各機能の一部または全部を選択し、これを利用して提供する貿易関係証明のオンライン発給等のサービスである。
- 2 本システムは、下記の機能から構成される。
  - (1) 次の者についての貿易登録
    - (i) 申請者
    - (ii) 代行業者
  - (2) 次の証明の発給申請
    - (i) 日本産原産地証明書

## 第3号議案②

# 貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約の新設



- (ii) 外国産原産地証明書
  - (iii) 各種インボイス証明
  - (iv) サイン証明
- (3) 申請者・署名者、代行業者管理
- (4) リファレンスシステム
- (5) 日商が認めた第三者のシステム・サービスとの接続機能
- 3 申請者および代行業者は、三条商工会議所の本サービスが、日商から提供される本システムの利用可能な範囲で、その全部または一部の機能を利用して提供されるものであることを理解し、本システムの内容が変更され、または休止もしくは廃止等で本システムの利用が困難となった場合、これに伴い本サービスの内容が変更され、または本サービスが利用できなくなっても、三条商工会議所が何らの責任も負わないことにつき承諾するものとする。

### 第4条 (本規約の適用)

- 1 本規約は、申請者および代行業者ならびに、三条商工会議所と日商との間の本システムおよび本サービスの利用に関わる一切の関係に適用される。
- 2 申請者および代行業者は本規約および三条商工会議所が定める条件にてこれを利用するものとし、申請者は、その署名者およびその担当者、ならびに代行業者に対し、代行業者はその担当者に対し、それぞれ本規約および三条商工会議所が定める条件を周知し、これに従わせるものとする。
- 3 本サービスの運用の概要については、別紙1に記載のとおりである。別紙1は、本規約の一部を構成するものとする。

### 第5条 (本規約の変更)

- 1 三条商工会議所または日商は、申請者および代行業者の事前の承諾を得ることなく、合理的な範囲に限り本規約を随時変更できるものとする。本規約が変更された後の本サービスの提供条件は、変更後の新利用規約に従うものとする。
- 2 三条商工会議所または日商は、前項の変更を行う場合は、変更の効力発生日を定め、14日以上予告期間をおいて、変更後の新規約の内容を本システム上に掲示することと申請者および代行業者に通知するものとする。ただし、変更が軽微で申請者および代行業者に特に不利益にならないと三条商工会議所または日商が判断した場合は、予告しないことがある。

### 第6条 (通知)

三条商工会議所は、本サービスに関する通知を、本システム上での掲示、申請者または代行業者が貿易登録に関して入力し、承認を受けたメールアドレスへの電子メールの送信、またはFAX番号へのFAXの送信によって行うものとする。通知は、本システム上に掲示または送信されたときに効力が生ずるものとする。

## 第2章 本サービスの運用に関する事項

### 第7条 (利用登録)

- 1 利用登録は、申請者または代行業者が、本システムを利用して貿易登録を行い、三条商工会議所が承認した時点で成立するものとする。
- 2 利用登録は、貿易登録の有効期間内に限り、有効なものとする。

### 第8条 (管理者IDおよびパスワード)

- 1 三条商工会議所は、申請者および代行業者に対し、管理者IDおよびパスワードを、三条商工会議所が定める方法および使用条件に基づいて発行する。
- 2 申請者および代行業者は、自らの管理責任により、管理者IDおよびパスワードの漏洩および不正使用がなされ使用がなされないよう厳格に管理するものとする。申請者および代行業者は、管理者IDまたはパスワードの漏洩、不正使用またはそのおそれを知った場合には、速やかに三条商工会議所に届け出なければならない。

- 3 申請者および代行業者は、いかなる場合も管理者IDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできない。
- 4 三条商工会議所は、申請者または代行業者が管理者IDおよびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者に生じた損害については責任を負わない。三条商工会議所は、管理者IDとパスワードの認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて申請者および代行業者に帰属するものとみなすことができる。
- 5 管理者IDは、貿易登録の有効期間内に限り使用できるものとする。ただし、有効期間外であっても、貿易登録の更新、登録情報の参照、パスワードの変更は、行うことができる。

### 第9条 (ユーザーIDおよびパスワード)

- 1 三条商工会議所は、申請者に対し、署名者ごとにユーザーIDおよびパスワードを、三条商工会議所が定める方法および使用条件に基づいて発行する。
- 2 申請者は、ユーザーIDおよびパスワードの配付、ならびに署名者による本サービスの利用について責任を持ち、自らの管理責任により、ユーザーIDおよびパスワードの漏洩および不正使用ならびに第3項で禁止する事項がなされないよう厳格に管理するものとする。申請者は、ユーザーIDまたはパスワードの漏洩、不正使用またはそのおそれを知った場合には、速やかに三条商工会議所に届け出なければならない。
- 3 申請者および署名者は、いかなる場合もユーザーIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできない。ただし、本サービスの利用にあたり、日商が本システムへの接続を認めた第三者に対して開示する場合は、この限りではない。
- 4 三条商工会議所は、申請者または署名者がユーザーIDおよびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者または代行業者に生じた損害については責任を負わない。三条商工会議所は、サブIDとパスワードの認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて申請者に帰属するものとみなすことができる。
- 5 ユーザーIDは、貿易登録の有効期間内に限り使用できるものとする。ただし、有効期間外であっても、以下については有効期間内に行った申請作業を継続して利用できるものとする。
- (1) 承認された原産地証明書等貿易関係書類の証明手数料の決済
  - (2) 交付された原産地証明書等貿易関係書類の印刷
  - (3) 上記のほか、三条商工会議所が認めるもの
- 6 有効期間内に署名者を追加し、ユーザーIDを追加した場合であっても、追加されたユーザーIDの利用期間は貿易登録の有効期間に従うものとする。

### 第10条 (サブIDおよびパスワード)

- 1 申請者は、申請者の担当者または代行業者の担当者ごとにサブIDを付与することができる。
- 2 申請者および代行業者は、サブIDおよびパスワードの付与、ならびに申請者の担当者および代行業者の担当者による本サービスの利用について責任を持ち、自らの管理責任により、サブIDおよびパスワードの漏洩および不正使用ならびに第3項で禁止する事項がなされないようとする。申請者および代行業者は、サブIDおよびパスワードの漏洩もしくは不正使用またはそのおそれを知った場合には、速やかに三条商工会議所に届け出なければならない。
- 3 申請者、署名者および代行業者は、いかなる場合もサブIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできない。ただし、本サービスの利用にあたり、日商が本システムへの接続を認めた第三者に対して開示する場合は、この限りではない。
- 4 三条商工会議所は、申請者または署名者がユーザーIDおよびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者または代行業者に生じた損害については責任を負わない。三条商工会議所は、サブIDとパスワードの認証を行った後に行われた本サービスの利用

## 第3号議案②

# 貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約の新設



行為については、すべて申請者に帰属するものとみなすことができる。

- サブIDは、申請者および代行業者双方の貿易登録の有効期間内に限り使用できるものとする。ただし、有効期間外であっても、以下については有効期間内に行った申請作業を継続して利用できるものとする。
  - 承認された原産地証明書等貿易関係書類の証明手数料の決済
  - 交付された原産地証明書等貿易関係書類の印刷
  - 上記のほか、三条商工会議所が認めるもの

### 第11条 (本システムの利用料金)

申請者および代行業者は、三条商工会議所の定めるところにより、本システムの利用料金を滞りなく支払わなければならない。

### 第12条 (本サービスの範囲)

三条商工会議所は、申請者および代行業者に対し、日商指定の条件下で、申請者または代行業者が管理するパソコン等の端末機器（以下「端末機器」という。）から電気通信回線を經由して日商指定のURLに接続することにより、本サービスを利用することのできる環境を提供する。

### 第13条 (自己責任の原則)

- 申請者および代行業者は、本サービスの利用および本サービス内における一切の行為（情報の登録、閲覧、保管、削除、送信等）ならびにこれらから生じる結果について、一切の責任を負うものとする。
- 申請者および代行業者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。
- 申請者または代行業者がその故意または過失により三条商工会議所に損害を与えた場合、三条商工会議所は申請者および代行業者に対して、当該損害の賠償を請求することができるものとする。
- 端末機器から日商指定のURLに接続する電気通信回線は、申請者または代行業者自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、三条商工会議所および日商は一切の責任を負わない。
- 申請者および代行業者は、本サービスの利用に関連して入力、提供または伝送するデータ等について、必要な情報は自己の責任で保全しておくものとする。

### 第14条 (利用制限)

- 申請者および代行業者による本サービスの利用は端末機器から日商指定のURLに接続することにより行われるものとし、端末機器用のアプリケーションを除き、本システムを構成するソフトウェア自体をダウンロードしたり、コピーしたりする方法により本システムを構成するソフトウェアを入手することはできない。
- 申請者、署名者、代行業者、ならびに申請者および代行業者の担当者は、同一の管理者ID、ユーザーIDまたはサブIDを同時に用いて、複数の端末機器から同時に本サービスを利用することはできない。
- 交付された原産地証明書等貿易関係書類は、交付日から14日を超えた場合、利用登録の有効期間に関わりなく、印刷することができなくなるものとする。

### 第15条 (禁止行為)

申請者および代行業者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとする。

- 三条商工会議所、日商または第三者の権利・利益を侵害する行為またはそのおそれがある行為
- 法令に違反する行為またはそのおそれがある行為

- 犯罪行為もしくはこれに類する行為またはそのおそれがある行為
- 公序良俗に反する行為
- 他の利用企業の利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- 本システムを構成するハードウェアまたはソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
- 本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- 本システムを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- 第三者の管理者ID、ユーザーID、サブIDまたはパスワードを不正に使用または入手を試みる行為、第三者を装って本サービスを利用しようとする行為
- 管理者ID、ユーザーID、サブIDまたはパスワードを他人に利用させる行為またはそれらに類似する行為
- 他の申請者または代行業者のデータを閲覧、変更、改竄する行為またはそのおそれがある行為
- 前各号のほか、三条商工会議所が本サービスの利用に不相当と判断した行為

### 第16条 (利用停止)

- 申請者または代行業者が本規約または貿易登録の内容等に違反し、または申請者もしくは代行業者の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生していると三条商工会議所が判断した場合、三条商工会議所は、当該申請者または代行業者に対する本サービスの提供を停止できるものとする。三条商工会議所および日商は、本条に基づいてなされた停止によって申請者または代行業者に生じた不利益、損害について責任を負わない。
- 前項の場合、三条商工会議所および日商は、かかる申請者または代行業者の行為により三条商工会議所または日商が被った損害について、申請者および代行業者に対し賠償を請求することができるものとする。

### 第17条 (データ管理)

- 三条商工会議所は、本サービスを用いて貿易関係証明を発給するために入力、提供または伝送されたデータ（クレジットカード決済情報を除く）を3年間保存する。
- 三条商工会議所は、申請者および代行業者が利用する情報に関して、本システムを提供する設備等の故障等により滅失した場合に、復元の義務を負わない。

### 第18条 (日商による個人情報の取り扱い)

日商は、申請者等情報の個人情報は取り扱わないものとする。

### 第19条 (三条商工会議所による情報の管理・利用)

- 三条商工会議所は、本システムに入力されるデータについて、本サービスの提供および統計調査以外の目的では利用しないものとします。
- 三条商工会議所および日商は、リファレンスシステムに表示される情報を除き、本システムに入力されるデータを第三者に開示せず、善良な管理者としての注意をもって機密保持とその管理に努めるものとする。
- 三条商工会議所は、第1項のデータに個人情報が含まれていた場合、個人情報の保護に関する法律および三条商工会議所の個人情報保護方針に基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとする。
- 前2項の規定にかかわらず、申請者および代行業者は、三条商工会議所および日商が、裁判所、その他の法的権限のある官公庁の命令等により本サービスに関する情報の開示ないし提出を求められた場合は、かかる命令等に従って情報の開示ないし提出をすることがあることを承諾し、かかる開示ないし提出に対して異議を述べないものとする。
- 第3項の規定は、貿易登録の有効期間が終了した後も有効に存続するものとする。



## 第20条 (サービスレベルおよび保証の制限)

- 1 三条商工会議所および日商は、別紙1記載の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力をもって本サービスを提供する。
- 2 三条商工会議所および日商は、本システムを構成するソフトウェアにバグ等の瑕疵のないことや、本システムが申請者の特定の利用目的に合致することを保証するものではありません。また、三条商工会議所および日商は、端末機器において他のソフトウェア等が使用されない併用された場合の、本システムの正常な動作を保証するものではない。
- 3 本システムに重要な瑕疵が認められた場合における三条商工会議所および日商の責任は、商業的に合理的な範囲内において、本システムの修正ないし瑕疵の除去の努力をすることに限られるものとし、ソフトウェアの瑕疵および本システムへの欠陥による損害については、一切の責任を負わない。
- 4 本条は、本サービスに関する唯一の保証について述べたものである。

## 第21条 (本システムの変更)

日商は、本システムの機能追加、改善を目的として、日商の裁量により本システムの一部の追加・変更を行うことがある。ただし、当該追加・変更により、変更前の本システムすべての機能・性能が維持されることを保証するものではない。

## 第22条 (本システムの休止)

- 1 日商は、定時にまたは必要に応じて、以下の場合、本システムを一時的に休止することができるものとする。
  - (1) 本システムの改修、改善、トラブル対応、メンテナンス、バックアップ等の本システムの保守作業を行うとき
  - (2) 日商の設備の保守または工事を行う必要があるとき
  - (3) 日商または他の電気通信事業者の設備の障害などの発生またはその防止のためにやむを得ないとき
- 2 日商は、前項の保守作業を行う場合には、事前に本システム上に掲示することにより、申請者および代行業者に対してその旨を通知するものとする。ただし、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本システムを休止し、事後速やかに本システム上に掲示することにより、申請者および代行業者に通知するものとする。
- 3 第1項に定めるほか、日商は、第三者による妨害行為等により本システムの継続が申請者または代行業者に重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本システムを一時的に休止することができるものとする。
- 4 三条商工会議所および日商は、本条に基づいてなされた本システムの休止によって申請者または代行業者に生じた不利益、損害について責任を負わない。

## 第23条 (本システムの廃止)

- 1 本システムの一部または全部を廃止する場合、日商は廃止する1年以上前に、本システム上に掲示することにより、本システムを利用する申請者および代行業者に対して通知を行う。
- 2 三条商工会議所および日商が予期し得ない事由または法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、本システムを廃止する場合において1年以上前の通知が不能な場合であっても、日商は可能な限り速やかに本システム上に掲示することにより、本サービスを利用する申請者および代行業者に対して通知を行う。
- 3 三条商工会議所および日商は本システムの廃止の結果について何ら責任を負わない。

## 第24条 (本サービスの追加、停止、終了)

- 1 三条商工会議所は、本サービスの安定的な提供を前提に、本サービスの一部を追加することができる。
- 2 三条商工会議所は、本システムの不具合に起因して、申請者または代行業者に不利益が生じる恐れのある場合、特定のまたはすべての申請者および代行業者に対して、新たな貿易登録または発給申請を受理せず、本サービスの一部を停止することができるものとする。この場合、三条商工会議所が適当と判断する手段により、申請者および代行業者に対してその旨を通知するものとする。
- 3 三条商工会議所は、日商が行う本システムの変更、休止および廃止を含め、本サービスの提供が困難になったと三条商工会議所が判断した場合だけでなく、そのような事情がなくても三条商工会議所の独自の判断によって、すべての申請者および代行業者に対して、本サービスの提供を終了することができるものとする。この場合、可能な限り、代替手段を明示したうえで、三条商工会議所が適当と判断する手段により、申請者および代行業者にその旨を通知するものとする。

## 第25条 (申請者または代行業者が行う解除)

申請者または代行業者が、貿易登録の有効期間内に、申請者または代行業者自身の都合により本サービスの利用登録を解除しようとする場合は、三条商工会議所の指定する方法により、その旨を三条商工会議所に通知するものとする。

## 第26条 (三条商工会議所が行う解除)

- 1 三条商工会議所は、申請者または代行業者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申請者および代行業者への催告を要することなく本サービスの利用登録を解除することができるものとする。
  - (1) 三条商工会議所の事業に支障を与える行為を行った場合
  - (2) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合
  - (3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
  - (4) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
  - (5) 貿易登録の有効期間内に三条商工会議所の会員資格を喪失するなど、三条商工会議所が定める条件に該当する場合
  - (6) その他三条商工会議所が当該申請者または代行業者の利用登録の継続を不適当と判断する相当の理由がある場合
- 2 三条商工会議所は、申請者または代行業者が本規約または貿易登録の内容等に違反し、もしくは申請者または代行業者の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生し、当該違反等について、書面による催告をしたにもかかわらず14日以内にこれを是正しないときは、利用登録の全部または一部を解除することができるものとする。

## 第3章 その他

## 第27条 (損害賠償の制限)

- 1 三条商工会議所および日商は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとする。三条商工会議所および日商は、本規約の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、申請者または代行業者の責任とされている事項については、一切の責任を負わない。
- 2 三条商工会議所および日商は、三条商工会議所または日商の責めに帰すべき事由によって本サービスに関して申請者または代行業者に損害が生じた場合であっても、いかなる賠償責任も負わない。  
ただし、三条商工会議所または日商に故意または重過失がある場合、申請者または代行

## 第3号議案②

# 貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約の新設



- 業者は当該故意または重過失のある者に対し損害賠償請求をすることができる。
- 3 三条商工会議所および日商が責任を負う場合であっても、申請者または代行業者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損滅によって生じた損害その他の特別事情による損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、いかなる賠償責任も負わない。

### 第28条 (免責)

三条商工会議所および日商は、以下の損害については、請求原因の如何を問わず、損害賠償責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、感染症、騒乱、暴動、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力に起因し申請者または代行業者に生じた損害
- (2) 日商指定のURLに接続するためのインターネット接続サービスの不具合など申請者または代行業者の接続環境の障害に起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (3) 三条商工会議所が発給した原産地証明書等貿易関係書類が、通関や信用状決済等において通用しなかったことに起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (4) 第三者の提供する電気通信業務の不具合に起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (5) 本システムの提供にあたり日商が第三者から提供を受けているコンピュータウイルス対策ソフトが対応していない種類のコンピュータウイルスの侵入に起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (6) 本システムの提供にあたり用いられている日商の設備などへの第三者による不正アクセスもしくははアタックまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (7) 本システムの提供にあたり用いられている日商の設備のうち日商が製造したものではないソフトウェアおよびデータベースに起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (8) 本システムの提供にあたり用いられている日商の設備のうち、日商が製造したものではないハードウェアに起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (9) 本システムの提供にあたり用いられている第三者が提供するサービスに起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (10) 裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分等に起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (11) その他三条商工会議所および日商の責めに帰すべからざる事由に起因して申請者または代行業者に生じた損害

### 第29条 (契約終了後の処理)

申請者および代行業者は、理由の如何を問わず利用登録が終了した場合、第8条第5項ただし書、第9条第5項ただし書、および第10条第5項ただし書に定める利用を除き、ただちに本システムの利用を終了する。

### 第30条 (権利義務譲渡の禁止)

申請者および代行業者は、三条商工会議所による書面での同意を得ない限り、本規約における契約上の地位、を第三者に承継させ、または本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。

### 第31条 (協議)

本規約の解釈について当事者間に異議疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとする。

### 第32条 (準拠法および裁判管轄)

本規約および利用登録に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所または三条商工会議所が所在する都道府県の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 この規約は令和8年3月17日に制定し、令和7年4月1日にさかのぼって施行する。

[別紙1] 貿易関係証明オンライン発給サービス運用の概要

サービス項目	サービスレベル	内容	
ネットワーク	通信回線	0.01%以下	不具合発生時の停止時間割合
	帯域保証	ベストエフォート	AWS (Amazon Web Services、以下同様) 仕様標準 (帯域非公開)
	障害管理	AWSのナレッジベースに準拠	AWS提供機器 (ファイアウォール等) によりクラウドサービス基盤に対する脆弱性診断やモニタリングなどの情報セキュリティ対策を24時間365日体制で運用
	通信監視 (ファイアウォール)	AWSのナレッジベースに準拠	ファイアウォールにより24時間365日で不正アクセスとマルウェアをモニタリング (WAF使用)
	保守対応	AWSのナレッジベースに準拠	24時間365日体制
サーバ機器	ハードウェア保守 注: AWS準拠	故障率0.01%以下	ハードウェア故障が発生する時間の割合
		復旧時間1時間以内 月間稼働率99.9%以上	ハードウェアが故障無事に稼働する時間の割合
	ウイルス対策	1分以内	ウイルス検知から通知するまでの時間
		復旧時間24時間以内	ウイルス検知から復旧するまでの時間
	ファイアウォール	-	インフラ対応の為、サーバ機器では実施無し
	不具合発生件数	3件/年以下 復旧時間2時間以内	システム停止を伴うもの発生件数 不具合発生時から復旧までの時間
ソフトウェア稼働率	99.9%以上	ソフトウェアが停止せずに稼働している割合	
システム全体	稼働率	99.9%以上	(総稼働時間 - システム停止時間) ÷ 総稼働時間で算出する。 ※本規約第22条に規定する休止時間は含まないものとする
サービス提供時間	システム稼働時間	土日祝日年末年始を除く8:30~17:30	
	運用・保守時間	ネットワークおよびサーバ機器: 24時間365日 上記以外: 土日祝日年末年始を除く9:30~17:30	
	問合せ対応時間	※商工会議所によって異なる。	
作業通知	緊急時対応時間	24時間365日	
	事前停止連絡	**CCI_NAMEより通知	
セキュリティ	緊急時停止連絡	**CCI_NAMEより通知	
	データ暗号化	通信については、SSLにて暗号化を実行。 ※データはサーバで暗号化を実行。	
データ保全	バックアップ	毎日実施 (AWS網内でのバックアップ)	
	バックアップ保管期間	データバックアップは1週間。ログ情報は最大1年間	

改正  
 概要

日本商工会議所が定める同規定を当所は準用しており、現行の日本商工会議所が定める規程との差異を解消するために上程するもの。

(注) 下表のアンダーライン部が改正部分

改正条文	現行条文
<p>第1条(趣旨) この規程は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約(昭和27年条約第17号)、商工会議所法(昭和28年法律第143号)第9条第5号および第6号の規定ならびに日本商工会議所(以下「日商」という。)が定める商工会議所貿易関係証明発給事務規則に基づいて各地商工会議所が行う輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明の発給を申請する者(以下「申請者」という。)および申請者に代わって申請事務を行う者(以下「代行業者」という。)が同意し、遵守すべき事項を定める。</p> <p>第2条～第8条 省略</p> <p>第9条(発給拒否) 発給者は、前条第3項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、原産地証明書の発給を拒否することができる。</p> <p>(1) 第2条第2項の規定による申請者としての貿易登録を行っていない者またはその貿易登録の有効期限が経過している者が申請したとき。<u>第2条第7項の規定による代行業者としての貿易登録を行っていない者またはその貿易登録の有効期間が終了しているものが申請を代行したとき。</u></p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>第10条～第13条 省略</p> <p>第14条 貿易関係証明発給システムを用いたオンライン発給(以下、「オンライン発給」という。)において、以下の事項については、それぞれ次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定にかかわらず、使用言語は英語とする。</p> <p>(2) 第5条第3号の規定にかかわらず、原産地証明書は、商工会議所証明印を除き、黒色で印字するものとする。</p> <p>(3) 第6条第3項の規定にかかわらず、署名届により届け出た署名のある商業インボイス1部の添付については、発給者の判断により、貿易関係証明発給システムへの典拠インボイス情報の入力をもって、これに代えることができる。</p> <p>(4) 第10条の規程にかかわらず、原産地証明書の訂正は、原産地証明書の交付前に、発給者が認め、かつ、貿易関係証明発給システム上で修正する場合にのみ行うことができる。原産地証明書の交付後の訂正は認めない。</p> <p>(5) 第12条の規程にかかわらず、会員証明およびその他の貿易関係証明については、オンライン発給の対象外とする。</p> <p>(6) 申請者および代行業者は、オンライン発給を受けようとするとき、<u>またはその代行をしようとするときは、別に定める貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約に従うこととする。</u></p> <p>附 則 この規程は、令和8年3月17日に改正し、令和7年4月1日にさかのぼって施行する。</p>	<p>第1条(趣旨) この規程は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約(昭和27年条約第17号)、商工会議所法(昭和28年法律第143号)第9条第5号および第6号の規定ならびに日本商工会議所(以下「日商」という。)が定める商工会議所貿易関係証明発給事務規則に基づいて各地商工会議所が行う輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明の発給を申請する者(以下「申請者」という。)および代行業者が同意し、遵守すべき事項を定める。</p> <p>第2条～第8条 省略</p> <p>第9条(発給拒否) 発給者は、前条第3項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、原産地証明書の発給を拒否することができる。</p> <p>(1) 第2条第2項の規定による申請者としての貿易登録を行っていない者またはその貿易登録の有効期限が経過している者が申請したとき。</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>第10条～第13条 省略</p> <p>第14条 貿易関係証明発給システムを用いたオンライン発給(以下、「オンライン発給」という。)において、以下の事項については、それぞれ次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1) <u>第2条第6項の規定にかかわらず、代行業者による手続きは認めないものとする。</u></p> <p>(2) 第4条第1項の規定にかかわらず、使用言語は英語とする</p> <p>(3) <u>第5条第1号の規定にかかわらず、副本は作成しない。</u></p> <p>(4) 第5条第3号の規定にかかわらず、原産地証明書は、商工会議所証明印を除き、黒色で印字するものとする。</p> <p>(5) 第6条第3項の規定にかかわらず、署名届により届け出た署名のある商業インボイス1部の添付に貿易については、発給者の判断により、関係証明発給システムへの典拠インボイス情報の入力をもって、これに代えることができる。</p> <p>(6) 第10条の規程にかかわらず、原産地証明書の訂正は、原産地証明書の交付前に、発給者が認め、かつ、貿易関係証明発給システム上で修正する場合にのみ行うことができる。原産地証明書の交付後の訂正は認めない。</p> <p>(7) 第12条の規程にかかわらず、<u>各種インボイス証明、サイン証明、会員証明およびその他の貿易関係証明については、オンライン発給の対象外とする。</u></p> <p>(8) <u>外国産商品の原産地証明は、オンライン発給の対象外とする。</u></p> <p>(9) 申請者は、オンライン発給を受けようとするときは、別に定める貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約に従うこととする。</p>

●給料表 及び 昇給基準の見直しに伴う改正 (令和8年3月12日施行、令和8年4月1日適用)

- ・当所職員給与規程で準用する「三条市職員の給与に関する条例」の改正（最低水準引き上げ）に伴い、職員給料表を改正する。（第3条別表1）
- ・給料表の改正に併せ、職員の昇給基準についてより分かりやすくするため改正する。（第7条）

現行条文	改正条文
<p>(昇降給の時期) 第7条 職員の昇降給は毎年4月1日に行う。 2 職員が現に受けている給料の号給を受けるに至ったときから12ヶ月を下らない時間を良好な成績で勤務したときは1号給上位の号給に昇給させることができる。 3 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けている号給より2号以上上位の号給へ昇給させて支給することができる。 4 職員の勤務成績が第2項の規定する期間において良好でない場合、又は会議所の財政状況等によりやむを得ない場合は降給させることができる。</p>	<p>(昇給の時期) 第7条 職員の昇給は毎年4月1日に行う。 <b>2 職員の昇給の号給数は、職員の勤務成績に応じて次の各号により決定する。</b> (1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、次に定める昇給区分とする。 ア 極めて良好である職員 6号給 イ アに掲げる職員以外の職員 4号給 (2) 勤務成績が良好である職員 3号級 (3) 勤務成績がやや良好でない職員 2号級 (4) 勤務成績が良好でない職員 1号級もしくは据置 <b>3 削除</b> <b>4 削除</b> <b>附 則</b> <b>(実施の時期)</b> <b>第3条(給料額)別表1及び第7条(昇給の時期)の改正は、令和8年3月12日に改正し、令和8年4月1日から適用する。</b></p>

# 第3号議案④ 職員給与規程の一部改正



## 第3条 別表1 職員給料表（新旧対照）

- ・令和8年4月1日付けで別表のとおり給料表の号給の変更（最低水準に引上げ）を行う。  
なお、この変更に合わせて号給の切替を行い、対象となる職員の給料月額を変更しない。

（例）令和8年3月31日時点で「3級10号給(270,300円)」の者は、  
令和8年4月1日付けで「3級6号給(切替後270,300円、改定後280,062円)」に格付け、その後定期昇給

職務級 号給 改定後	1級		2級		3級			4級			5級			6級		
	給料月額		給料月額		給料月額			給料月額			給料月額			給料月額		
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	194,938	230,000	240,935	261,300	(265,300)	275,084	287,300	(298,800)	308,436	309,800	(321,300)	331,136	335,000	(355,200)	365,186
2	184,600	196,033	231,500	242,229	262,300	(266,300)	276,079	288,900	(300,300)	309,930	311,500	(323,100)	332,928	336,900	(356,900)	366,878
3	185,800	197,228	233,000	243,623	263,300	(267,300)	277,075	290,400	(301,800)	311,324	313,200	(324,900)	334,720	338,700	(358,500)	368,471
4	186,900	198,323	234,500	245,017	264,300	(268,300)	278,071	291,900	(303,200)	312,717	314,700	(326,600)	336,413	340,500	(360,100)	370,064
5	188,000	199,418	236,000	246,411	265,300	(269,300)	279,066	293,400	(304,600)	314,111	316,100	(328,300)	338,105	342,200	(361,700)	371,657
6	189,700	201,111	237,500	247,804	266,300	(270,300)	280,062	294,900	(305,700)	315,206	317,400	(330,000)	339,798	343,900	(363,500)	373,449
7	191,300	202,704	239,000	249,198	267,300	(271,300)	280,958	296,300	(306,700)	316,202	318,700	(331,700)	341,490	345,500	(365,000)	374,942
8	192,900	204,297	240,500	250,592	268,300	(272,300)	281,953	297,600	(307,900)	317,397	320,000	(333,400)	343,083	347,200	(366,600)	376,535
9	194,500	205,790	242,000	251,986	269,300	(273,300)	282,949	298,800	(309,100)	318,592	321,300	(335,000)	344,676	348,800	(368,000)	377,830
10	196,200	207,483	243,400	253,181	270,300	(274,300)	283,945	300,300	(310,700)	320,184	323,100	(336,700)	346,369	350,500	(369,600)	379,423
11	197,800	209,076	244,800	254,475	271,300	(275,300)	284,940	301,800	(312,300)	321,777	324,900	(338,400)	348,061	352,100	(371,200)	381,016
12	199,400	210,668	246,200	255,769	272,300	(276,400)	285,936	303,200	(313,900)	323,370	326,600	(340,000)	349,654	353,700	(372,700)	382,509
13	201,000	212,162	247,400	256,964	273,300	(277,400)	286,931	304,600	(315,400)	324,764	328,300	(341,500)	351,148	355,200	(374,600)	384,401
14	202,700	213,854	248,600	258,159	274,300	(278,700)	288,226	305,700	(317,000)	326,357	330,000	(343,100)	352,741	356,900	(376,500)	386,292
15	204,400	215,547	249,800	259,353	275,300	(280,000)	289,520	306,700	(318,600)	327,950	331,700	(344,700)	354,334	358,500	(378,400)	388,184
16	206,100	217,239	251,000	260,548	276,400	(281,200)	290,715	307,900	(320,200)	329,543	333,400	(346,200)	355,827	360,100	(380,200)	389,976
17	207,400	218,434	252,100	261,643	277,400	(282,500)	291,909	309,100	(321,700)	330,937	335,000	(347,600)	357,221	361,700	(381,700)	391,469
18	209,000	220,027	253,200	262,738	278,700	(283,800)	293,204	310,700	(323,400)	332,629	336,700	(349,300)	358,913	363,500	(383,500)	393,262

# 第3号議案④ 職員給与規程の一部改正



職務級 号 給 改定後	1級		2級		3級			4級			5級			6級		
	給料月額		給料月額		給料月額			給料月額			給料月額			給料月額		
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
19	210,600	221,620	254,300	263,834	280,000	(285,000)	294,398	312,300	(325,000)	334,222	338,400	(350,900)	360,506	365,000	(385,200)	394,954
20	212,100	223,113	255,400	264,929	281,200	(286,200)	295,593	313,900	(326,600)	335,815	340,000	(352,500)	362,099	366,600	(386,800)	396,547
21	213,600	224,607	256,400	265,825	282,500	(287,300)	296,589	315,400	(328,000)	337,209	341,500	(353,700)	363,194	368,000	(388,500)	398,240
22	215,200	226,200	257,400	266,820	283,800	(288,500)	297,783	317,000	(329,700)	338,902	343,100	(355,200)	364,688	369,600	(389,900)	399,633
23	216,800	227,793	258,400	267,816	285,000	(289,800)	298,978	318,600	(331,400)	340,594	344,700	(356,700)	366,181	371,200	(391,300)	401,027
24	218,400	229,386	259,400	268,812	286,200	(291,100)	300,272	320,200	(333,000)	342,187	346,200	(358,200)	367,675	372,700	(392,700)	402,421
25	220,000	230,979	260,400	269,807	287,300	(292,400)	301,567	321,700	(334,200)	343,382	347,600	(359,900)	369,367	374,600	(394,100)	403,815
26	221,700	232,671	261,300	270,703	288,500	(293,400)	302,562	323,400	(336,100)	345,274	349,300	(361,700)	371,159	376,500	(395,300)	405,010
27	223,000	233,966	262,200	271,500	289,800	(294,400)	303,558	325,000	(337,800)	346,966	350,900	(363,400)	372,752	378,400	(396,500)	406,204
28	224,300	235,260	263,100	272,396	291,100	(295,500)	304,554	326,600	(339,400)	348,559	352,500	(365,100)	374,445	380,200	(397,500)	407,200
29	225,600	236,554	263,900	273,192	292,400	(296,600)	305,649	328,000	(340,900)	350,052	353,700	(366,500)	375,839	381,700	(398,600)	408,295
30	226,700	237,649	264,700	273,989	293,400	(297,800)	306,843	329,700	(342,500)	351,645	355,200	(367,800)	377,133	383,500	(399,800)	409,490
31	227,800	238,744	265,500	274,785	294,400	(298,900)	307,939	331,400	(344,100)	353,238	356,700	(369,000)	378,328	385,200	(400,900)	410,585
32	228,900	239,840	266,300	275,482	295,500	(300,100)	309,133	333,000	(345,700)	354,831	358,200	(370,400)	379,721	386,800	(402,000)	411,680
33	230,000	240,935	267,000	276,179	296,600	(301,300)	310,228	334,200	(347,400)	356,524	359,900	(371,500)	380,817	388,500	(402,700)	412,377
34	231,100	241,831	267,800	276,975	297,800	(302,600)	311,523	336,100	(349,200)	358,316	361,700	(372,400)	381,713	389,900	(403,400)	413,074
35	232,200	242,727	268,600	277,772	298,900	(303,900)	312,817	337,800	(351,000)	360,108	363,400	(373,400)	382,708	391,300	(404,100)	413,671
36	233,300	243,722	269,300	278,369	300,100	(305,200)	314,111	339,400	(352,800)	361,900	365,100	(374,500)	383,704	392,700	(404,800)	414,368
37	234,400	244,718	270,000	279,066	301,300	(306,500)	315,306	340,900	(354,300)	363,394	366,500	(375,300)	384,500	394,100	(405,400)	414,966
38	235,400	245,614	270,800	279,863	302,600	(307,800)	316,600	342,500	(355,700)	364,787	367,800	(376,200)	385,396	395,300	(406,000)	415,563
39	236,400	246,510	271,600	280,560	303,900	(309,100)	317,895	344,100	(357,100)	366,181	369,000	(377,100)	386,292	396,500	(406,500)	416,061
40	237,300	247,307	272,300	281,257	305,200	(310,400)	319,189	345,700	(358,500)	367,575	370,400	(377,900)	387,089	397,500	(406,900)	416,459
41	238,200	248,103	273,000	281,953	306,500	(311,700)	320,483	347,400	(360,000)	369,068	371,500	(378,700)	387,885	398,600	(407,300)	416,857
42	239,100	248,800	273,800	282,650	307,800	(313,000)	321,678	349,200	(360,800)	369,865	372,400	(379,500)	388,682	399,800	(407,500)	417,056

# 第3号議案④ 職員給与規程の一部改正



職務級 号 給 改定後	1級		2級		3級			4級			5級			6級		
	給料月額		給料月額		給料月額			給料月額			給料月額			給料月額		
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
43	239,900	249,397	274,600	283,347	309,100	(314,300)	322,972	351,000	(361,800)	370,761	373,400	(380,300)	389,478	400,900	(407,800)	417,355
44	240,700	249,995	275,300	284,044	310,400	(315,400)	324,067	352,800	(362,800)	371,757	374,500	(381,000)	390,175	402,000	(408,100)	417,654
45	241,400	250,692	276,000	284,741	311,700	(316,300)	324,963	354,300	(363,700)	372,653	375,300	(381,700)	390,872	402,700	(408,400)	417,952
46	242,000	251,289	276,700	285,338	313,000	(317,600)	326,258	355,700	(364,800)	373,748	376,200	(382,400)	391,569	403,400	(408,700)	418,251
47	242,600	251,886	277,400	286,035	314,300	(318,900)	327,552	357,100	(365,700)	374,644	377,100	(383,100)	392,266	404,100	(409,000)	418,550
48	243,200	252,484	278,100	286,633	315,400	(320,200)	328,846	358,500	(366,700)	375,639	377,900	(383,800)	392,963	404,800	(409,300)	418,848
49	243,800	252,981	278,800	287,330	316,300	(321,400)	329,941	360,000	(367,600)	376,535	378,700	(384,300)	393,461	405,400	(409,500)	419,048
50	244,400	253,579	279,500	287,927	317,600	(322,700)	331,236	360,800	(368,300)	377,232	379,500	(384,900)	394,058	406,000	(409,800)	419,346
51	245,000	254,176	280,200	288,624	318,900	(323,900)	332,430	361,800	(369,000)	377,929	380,300	(385,500)	394,655	406,500	(410,100)	419,545
52	245,500	254,674	280,900	289,321	320,200	(325,100)	333,625	362,800	(369,600)	378,527	381,000	(386,200)	395,352	406,900	(410,400)	419,844
53	246,000	255,072	281,500	289,819	321,400	(326,400)	334,919	363,700	(370,000)	378,925	381,700	(386,600)	395,751	407,300	(410,600)	420,043
54	246,400	255,470	282,200	290,416	322,700	(327,500)	335,915	364,800	(370,600)	379,522	382,400	(387,200)	396,348	407,500	(410,900)	420,342
55	246,700	255,769	282,800	291,013	323,900	(328,600)	337,010	365,700	(371,300)	380,120	383,100	(387,800)	396,945	407,800	(411,200)	420,641
56	247,000	256,068	283,500	291,710	325,100	(329,700)	338,105	366,700	(372,000)	380,817	383,800	(388,300)	397,443	408,100	(411,500)	420,939
57	247,300	256,367	284,100	292,308	326,400	(330,400)	338,802	367,600	(372,300)	381,115	384,300	(388,700)	397,841	408,400	(411,700)	421,138
58	247,600	256,665	284,800	292,905	327,500	(331,300)	339,698	368,300	(373,000)	381,812	384,900	(389,300)	398,439	408,700	(412,000)	421,437
59	247,900	256,964	285,400	293,502	328,600	(332,000)	340,395	369,000	(373,700)	382,509	385,500	(389,900)	399,036	409,000	(412,300)	421,736
60	248,200	257,263	286,100	294,199	329,700	(332,800)	341,192	369,600	(374,300)	383,106	386,200	(390,400)	399,534	409,300	(412,500)	421,935
61	248,500	257,561	286,700	294,797	330,400	(333,600)	341,988	370,000	(374,600)	383,405	386,600	(390,800)	399,932	409,500	(412,700)	422,134
62	248,800	257,860	287,400	295,394	331,300	(334,000)	342,386	370,600	(375,100)	383,903	387,200	(391,300)	400,430	409,800	(413,000)	422,433
63	249,100	258,159	288,000	295,892	332,000	(334,600)	342,884	371,300	(375,700)	384,500	387,800	(391,800)	400,928	410,100	(413,300)	422,731
64	249,400	258,457	288,500	296,390	332,800	(335,300)	343,581	372,000	(376,300)	385,098	388,300	(392,400)	401,525	410,400	(413,500)	422,930
65	249,700	258,756	289,000	296,887	333,600	(336,100)	344,378	372,300	(376,600)	385,396	388,700	(392,700)	401,824	410,600	(413,700)	423,130
66	250,000	259,055	289,600	297,485	334,000	(336,800)	345,074	373,000	(377,200)	385,994	389,300	(393,100)	402,222	410,900	(414,000)	423,428

# 第3号議案④

## 職員給与規程の一部改正



職務級 号 給 改定後	1級		2級		3級			4級			5級			6級		
	給料月額		給料月額		給料月額			給料月額			給料月額			給料月額		
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後	改定前	(切替後)	改定後
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
67	250,300	259,353	290,100	297,983	334,600	(337,500)	345,771	373,700	(377,900)	386,691	389,900	(393,500)	402,521	411,200	(414,300)	423,727
68	250,600	259,652	290,700	298,580	335,300	(338,100)	346,369	374,300	(378,500)	387,288	390,400	(393,900)	402,919	411,500	(414,500)	423,926
69	250,900	259,951	291,200	298,978	336,100	(338,600)	346,867	374,600	(378,900)	387,686	390,800	(394,200)	403,218	411,700	(414,700)	424,125
70	251,200	260,249	291,700	299,476	336,800	(339,200)	347,464	375,100	(379,400)	388,184	391,300	(394,500)	403,516	412,000	(415,000)	424,424
71	251,500	260,548	292,300	299,974	337,500	(339,700)	347,962	375,700	(380,000)	388,781	391,800	(394,800)	403,815	412,300	(415,300)	424,722
72	251,800	260,847	292,900	300,571	338,100	(340,300)	348,559	376,300	(380,500)	389,279	392,400	(395,000)	404,014	412,500	(415,500)	424,922
73	252,100	261,145	293,400	301,069	338,600	(340,600)	348,858	376,600	(381,000)	389,777	392,700	(395,200)	404,213	412,700	(415,700)	425,121
74	252,400	261,444	293,900	301,467	339,200	(341,100)	349,356	377,200	(381,600)	390,374	393,100	(395,500)	404,512	413,000	—	—
75	252,700	261,743	294,300	301,766	339,700	(341,500)	349,654	377,900	(382,100)	390,773	393,500	(395,800)	404,810	413,300	—	—
76	253,000	262,041	294,600	302,065	340,300	(341,900)	350,052	378,500	(382,400)	391,071	393,900	(396,000)	405,010	413,500	—	—
77	253,300	262,340	294,800	302,264	340,600	(342,300)	350,451	378,900	(382,800)	391,469	394,200	(396,200)	405,209	413,700	—	—
78	253,600	262,639	295,100	302,562	341,100	(342,800)	350,949	379,400	(383,300)	391,967	394,500	(396,500)	405,507			
79	253,900	262,937	295,300	302,761	341,500	(343,300)	351,446	380,000	(383,700)	392,365	394,800	(386,800)	405,806			
80	254,200	263,236	295,600	303,060	341,900	(343,800)	351,944	380,500	(384,100)	392,764	395,000	(397,000)	406,005			
81	254,500	263,535	295,800	303,259	342,300	(344,100)	352,243	381,000	(384,500)	393,162	395,200	(397,200)	406,204			
82	254,800	263,834	296,000	303,458	342,800	(344,500)	352,641	381,600	(385,000)	393,660	395,500	(397,500)	406,503			
83	255,100	264,132	296,300	303,757	343,300	(344,900)	353,039	382,100	(385,400)	394,058	395,800	(397,800)	406,802			
84	255,400	264,431	296,500	303,956	343,800	(345,300)	353,438	382,400	(385,800)	394,456	396,000	(398,000)	407,001			
85	255,700	264,730	296,800	304,255	344,100	(345,600)	353,736	382,800	(386,100)	394,755	396,200	(398,200)	407,200			
86	256,000	265,028	297,100	304,454	344,500	(346,000)	354,134	383,300	—	—						
87	256,300	265,327	297,400	304,753	344,900	(346,400)	354,533	383,700	—	—						
88	256,600	265,626	297,700	305,051	345,300	(346,800)	354,931	384,100	—	—						

## 第3号議案⑤ 意見集約会議規程の廃止について



### 意見集約会議規程の廃止（令和8年3月12日廃止）

平成4年1月施行。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）に関連し、市・県の大規模小売店舗審議会からの依頼を受けて地元関係者の意見を集約するために開催する意見集約会議について規定。

⇒**実態として、意見とりまとめ等は部会が行っており、当該会議は設置されないため廃止する。**

## (令和8年度事業) 「定例相談」実施計画

中小企業の相談に対応するため、専門家相談を実施。各分野の専門相談員が、無料で相談を受ける。

No.	相談項目	相談員	開催日 (原則)	予 算 (小規模事業経営支援事業費より支出)		
				相談 予定件数	単価(税込)	合計
1	税務・消費税対策	税理士法人ビジネスサービス 落合孝夫	毎月7日	20件	16,500	132,000
2	労 務 行政書士	新潟県社会保険労務士会三条支部 新潟県行政書士会三条支部	随 時	5件	11,000	55,000
3	法 律	ひめさゆり法律事務所 石川佳代	毎月第3水曜日	10件	11,000	110,000
4	事業承継	SMECコンサルタントより中小企業診断士を派遣	毎月第3水曜日	2件	11,000	22,000
5	M&A	(株)新潟事業承継パートナー 職員	毎月第2水曜日	謝金なし		
6	資金繰り	(株)日本政策金融公庫 三条支店職員	随 時			
7	BCP	東京海上日動火災保険(株)新潟支店長岡支社職員	随 時			
8	知的財産権 (月2回)	(一社)新潟県発明協会より弁理士を派遣	毎月12日			
		NIM国際特許事務所 三田大智	毎月27日			
9	貿 易	日本貿易振興機構 新潟貿易情報センター職員	随 時			

「税務・消費税対策」「法律相談」「事業承継相談」「M&A相談」「知的財産権相談」は、予約制。相談日の7日前までに予約のない場合は中止とする。



趣旨

入社年数により社員の属性を分類し、それぞれの層に求められる能力を開発することで事業所の人的資本を強化する。ここでは入社1～5年目の社員を対象に社会人に求められる基礎能力を開発する。

内容

ビジネスマナーや社会人としての心構えなど社会人としての基礎を身に付ける。

【日 時】令和8年4月2日(木)・3日(金)

9:00～17:00(初日は終了後に懇親会)

【会 場】三条商工会議所 1Fチェンバーズホール

懇親会場:燕三条ワシントンホテル

【講 師】アステル・メグルラボ 代表 小田 芽久美 氏

【主 催 等】主催 三条商工会議所／共催 (協)三条工業会

【案内対象】三条商工会議所会員事業所、(協)三条工業会組合員事業所、及び三条市内事業者(会員・非会員問わず)

【参加者】60名(懇親会は22名参加を想定)

【参加費】1名12,100円(研修のみは5,500円)

※当所と工業会どちらも非会員の事業所は、研修費6,600円、懇親会費6,600円にて参加可能。

(計13,200円)

予算

当初予算額780,600円

※三条市産業振興補助金活用事業

内訳:講師謝金330,000円、講師交通費4,400円、資料印刷費15,000円、通信費17,000円、参加者・講師昼食代182,700円(2日間分)、参加者・講師飲料代18,300円(2日間分)、会場設営・撤去費13,200円、懇親会費165,000円(25名分※講師1・事務局2含む)、懇親会会場費35,000円

三条商工会議所 三条市産業振興補助金活用事業 三商発第 号

社会人としての基礎を固め、成長するために  
三条商工会議所主催・(協)三条工業会共催

# フレッシュ社員研修会

日時 4.2(木)・3(金) いずれも 9:00～17:00

セミナーテーマ セミナーテーマ

定員 60名

社会人として押さえておきたい基礎姿勢と考え方  
入社1～5年目の社員を対象に、ビジネスマナーや社会人としての心構え等を学び、一日でも早く戦力になるための基礎を身に付ける研修会を開催します。ロールプレイングを交えた体験型の研修です。年度初めの第一歩目の研修として、また他社の方々との関係構築の場としてぜひご参加ください。

【詳細】 三条商工会議所非会員かつ(協)三条工業会非会員の事業所の方で参加を希望される場合、受講料が異なりますのでお問い合わせください。

会場 三条商工会議所 1階チェンバーズホール

受講料 志願された方には研修費、講師費をお支払いいたします。  
1名 12,100円(懇親会費・2日間の昼食代)  
※懇親会に参加されない場合は、1名5,500円となります。

懇親会 『宴会でのマナーを学ぶ』  
会場: 燕三条ワシントンホテル  
懇親会は4月2日(木)研修後に開催いたします。  
参加者は会場から徒歩で移動となります。

講師 小田芽久美氏 アステル・メグルラボ 代表

【プログラム】

1日目 『ビジネスマナー』  
・企業をとりまく変化とわたしたちの働き方(組織の役割、個人の意識、求められる役割)  
・社会人としてのマナーとマナー(表現スキル向上、敬語、訪問・来客対応、名刺交換、席次、宴会でのマナー等)

2日目 『基本応対』  
・ビジネスコミュニケーションの基本ステップ(受命、復命、連絡・相談)  
・電話対応(クレーム初期対応含)  
・宴会の仕方

事前ご案内 フォロワーシップ向上研修  
日時 令和9年2月ごろ1-5日間実施予定  
内容 新2～5年目社員を対象に、EC機器を掌握し、上司、部下との関係やタイムマネジメントの本質理解、フォロワーシップを高める取り組み。  
※12月上旬頃に詳細に正式な案内をお送りいたします。

お申込み 3/12(木)までに必要事項をご記入の上、FAXを送信していただくか、QRコードまたは、URLからお申し込みください。URL: <https://forms.office.com/r/SUB8EDX5yT>

事業所名	TEL	
担当者氏名	FAX	
請求書等送付の際、連絡のつくメールアドレス		
受講者① (男・女)	7桁? 年齢	懇親会 出・欠
受講者② (男・女)	7桁? 年齢	懇親会 出・欠

お問合せ ☒ shinko@sanjo-cci.or.jp 三条商工会議所 企業支援課 担当: 山元、渡邊

0256-32-1311 0256-32-1310



趣旨

入社6～15年目の社員や部署長(主任、係長等)の社員を対象に、組織内での円滑なコミュニケーション能力を醸成し、個社組織の活力強化を図る。

内容

EQ(Emotional Intelligence Quotient…心の知能指数)分析を通じ、参加者自身の自己分析を行い自分や他者の感情を知覚したうえでコントロールし、利用できる能力を高める。また、その能力を活かし上司、同僚、後輩、他部門との連携・業務推進力の向上を図る研修を行う。

【日時】令和8年4月14日(火)13:00～17:00

6月11日(木)9:00～17:00(全2回)

4月に学んだ内容を各企業に戻ってから活用いただき6月11日に振り返る。

【会場】三条商工会議所 1Fチェンバースホール

【講師】アステル・メグルラボ 代表 小田 芽久美 氏

【案内対象】三条商工会議所会員事業所及び三条市内事業者

(会員・非会員問わず)

【参加者】30名(定員)

【参加費】会員1名3,300円(非会員は5,500円)(事前診断料・2日目昼食代含む)

※会場のキャパシティに余裕がある場合は、市外の非会員の受講も可としたい。

その場合、会員→三条市内非会員→市外非会員の順で受け入れる。

予算

当初予算額489,550円

※三条市産業振興補助金活用事業

内訳:講師謝金297,000円、講師交通費4,400円、EQ事前診断料99,000円(30名分)、資料印刷費15,000円、通信費17,000円、参加者・講師飲料代9,300円(2日間分)、昼食代47,850円(6月11日分)

三条商工会議所  
三条市産業振興補助金活用事業

企業の中核を担う人材の能力を高める

## チームリーダー研修会

講師: アステル・メグルラボ 代表 小田 芽久美 氏

入社6～15年目の中間社員や次世代リーダー候補、中間管理職の方を対象に、上司や部下、取引先といった自分と異なるコミュニケーションスタイルの人とも協働し、成果を出せる人になる研修会を開催します。ワークを通じた全2回構成の体験型研修です。自社の人材力向上のため、ぜひご参加ください。

研修のねらい

- 自分と周りがりのスタイルが異なる人とも人間関係を構築できるコミュニケーションスキルを身につける
- 自分のコミュニケーションスタイルを把握し、どんな場面でも対応できるストレスコントロール力を養う

研修内容

- セルフコントロールの必要性…現状の把握、やる気の正体とメカニズム
- セルフチェック…自分を知りコントロールする方法(アクセルとブレーキ)
- 対応力を上げる…職場での活用、相手に働きかける方法

日時 ※全2回構成

1回目 4/14(火) 13:00-17:00

2回目 6/11(木) 9:00-17:00

会場 三条商工会議所 1Fチェンバースホール 定員 先着30名

参加費 三条商工会議所(※事前検査料含む) 会員1名3,300円、非会員1名5,500円

申込先 3/19(木)までに必要事項をご記入の上、FAXまたは下記QRコードよりお申込みください。

チームリーダー研修会 参加申込書 FAX: 0256-32-1310

事業所名			TEL	
担当者氏名			FAX	
受講者①(男・女)	フリガナ	年齢	役職	受講者①メールアドレス
受講者②(男・女)	フリガナ	年齢	役職	受講者②メールアドレス

問合せ 三条商工会議所 企業支援課担当: 山元・渡邊 0256-32-1311 0256-32-1310

お申込みQRコード



趣旨

部会の統合・再編に伴い金物卸部会と一般卸部会が統合して卸商業部会となった。部会員同士の交流を図ると同時に、部会事業について部会員の意向を汲んだものになっているか検証し部会事業を充実させる。

内容

- 【日 時】 令和8年4月16日(木) 18:00～
- 【内 容】 [第1部]
  - 部会事業計画説明、情報交換
  - ・参加者自己紹介・自社PR
  - ・自社の経営状況や今年度部会事業について意見交換
- [第2部] 懇親会
- 【会 場】 三条ロイヤルホテル
- 【参加対象】 当所 卸商業部会員限定  
20名程度を想定
- 【参加費】 7,000円(1部のみの参加は無料)

予算

当初予算額156,000円  
内訳：通信費2,000円、懇親会費154,000円

三商発第 号  
2026年3月 日  
三条商工会議所 卸商業部会 部会員 各位  
三条商工会議所 卸商業部会  
担当副会頭 金子太一郎  
部会長 山谷 武範

三条商工会議所 卸商業部会  
部会員交流会 開催のご案内

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
日頃は当部会活動について、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、下記により「部会員交流会」を開催いたします。当日は令和8年度の当部会事業計画の説明や、部会員の皆様との情報交換ののち、懇親会を開催いたします。  
ご多忙とは存じますが、多数の皆様よりご出席頂きたくお願い申し上げます。  
記

- 1. 日 時 2026年4月16日(木) 18:00～
- 2. 会 場 三条ロイヤルホテル(三条市本町 3-5-25 TEL 34-8111)
- 3. 内 容 【第1部】 部会事業計画説明、情報交換 18:00～19:00  
・参加者自己紹介・自社PR  
・自社の経営状況や今年度部会事業について意見交換  
【第2部】 懇親会 19:00～
- 4. 会 費 1名 7,000円(当日ご持参ください) 第1部のみの参加は無料です。  
当日の懇親会キャンセルは、会費を頂きます。ご了承ください。
- 5. その他 ご出欠につきまして 4月10日(金)迄に、事務局宛FAXまたはオンラインフォームにてご連絡願います。  
(TEL 32-1311 FAX 32-1310 三条商工会議所 企業支援課/田浦)

----- 切り取らずにご返信ください -----

4月16日(木)開催 卸商業部会 部会員交流会 出欠回答票

事業所名		
参加者名(複数名参加も可能です。) 足りない場合は別紙送付も可能です。		
第1部 部会事業説明、情報交換 (該当するものに○印をご記入ください)	出席 ・ 欠席	
第2部 懇親会 (該当するものに○印をご記入ください)	出席 ・ 欠席	
TEL		
email		



## 趣旨

カスタマーハラスメント問題が企業経営リスクとして取り上げられる時代の中、企業としての対応方針・オペレーションを定めることは顧客対応する社員の休職・離職者を増やさないために重要な事項である。令和8年10月1日からカスハラ対策の義務化に伴い、企業が行うべきカスタマーハラスメント対策と仕組み構築の講演を実施し、地場事業者のカスハラ対策を啓発する。

## 内容

【日時】令和8年4月24日(金) 14:00~16:00

【会場】三条商工会議所 4階 研修室

【内容】カスハラ対策に取り組まれている企業の事例や、カスタマーハラスメントの対応事例、専門家からみた対応策などについて講演

【講師】三条信用金庫 営業統括部 加藤大誠 氏

パール金属(株)ハウスウェア品質管理部 梅田次長 他(調整中)

新潟県弁護士会三条支部 石川佳代弁護士(予定)

【参加費】無料

【定員】40名(参加想定。受入定員数としては40名)

【参加対象】当所会員事業所 及び 市内事業者

## 予算

当初予算額130,330円 ※三条市産業振興補助金活用

内訳:講師謝金99,000円、資料印刷費15,000円、FAX通信費16,000円、講師飲料330円



趣旨

目まぐるしく変化している経済情勢を把握し、的確な企業経営が出来るよう、時勢に即した講演会を開催する。

内容

日時：令和8年3月6日(金) 14:30~16:00  
会場：燕三条地場産業振興センター リサーチコア  
7階 マルチメディアホール ※Zoomによるハイブリッド開催  
内容：昨今の金融情勢・経済動向について講演  
講師 ピクテ・ジャパン(株)  
シニア・フェロー 大槻 奈那(おおつき なな) 氏  
参加費：無料  
定員：会場70名 + Zoom 30名  
対象：三条商工会議所会員事業所および三条市内事業所の方限定

予算

実行予算379,035円(当初予算551,000円) ※三条市産業振興補助金活用  
内訳：謝金0円、講師旅費20,000円、会場費57,475円、資料印刷費10,000円、  
案内FAX料18,000円、撮影・配信費176,000円、  
三條新聞広告89,760円、講師手土産7,000円、控室・講師飲物800円

実施  
概要

【期 日】令和8年2月3日(火) 11:00～

【会 場】法華宗 総本山 本成寺

【参加者】22社 (昨年22社)

【内 容】11:00～ 地場産業振興祈願・事業繁栄祈願、  
事業所名・製品名またはブランド名を読み上げ振興祈願  
11:30～ 節分会法要参列(豆まき)

事業  
効果

地場産業振興祈願では、参加会員の事業所名、製品名等の読み上げ、読経を行い、厄災を祓った。節分会法要では、本成寺で行われる法要行事に参列し、地域の事業繁栄、無病息災を願い、福豆を撒いた。

決算  
見込

73,000円 (実行予算: 73,000円)

内訳: 志納40,000円、餅代20,000円、タクシー代10,000円、通信費3,000円



## 実施概要

【日時】令和8年2月16日(月)17:00～18:30

【会場】ジオ・ワールドビップ

【参加者数】63名 【参加費】無料

【内容】報道されない中国経済 本当に経済は衰退しているのか～日本経済の現在地は～

講師：在広州日本国総領事館総領事 貴島 善子 氏

冒頭に講師から、好き嫌いとはビジネスは別で考えなければならない。中国を嫌いでいいけれど相手を知った上で付き合わなければならないと説明があった。中国の「強さ」として、中国抜きでは考えられないグローバルサプライチェーンのシェア、先端技術分野のイノベーションとそれをすぐに実行に移せるチャイナスピードなどを挙げた。一方「弱さ」としては所得格差、少子高齢化、失業率の高さなど弱者救済が不十分であることとした。

中国経済は自動車、ロボット、素材等あらゆる分野で製造能力が突出しており、工場では自動化が進み、金型の交換すら巨大な無人搬送車が自動で行っている。民間企業が主導し技術開発を進めており、成功した創業者がファンドを作り次世代に投資する循環ができています。また中国政府は近年、ドローンを活用する低空経済の産業振興を進め、勝った方が事業の総取りができるため市が主導して実証実験を行っており、市民もそれを応援しているなどと紹介した。

## 事業効果

中国が如何にして発展を遂げているか、国、市の考え方・取り組み方について説明をいただいた。参加者の多くは中国に対する認識を改めざるを得なく、日本はどのようにしたら生き残れるかを考える良いきっかけとなった。

## 決算見込

決算見込346,499円（実行予算348,977円） ※三条市産業振興補助金活用

内訳：謝金188,489円、会場費32,030円、通信費20,000円、講師土産15,980円、懇親会費90,000円、

## 実施概要

- 【日時】 令和7年11月13日(木)、11月25日(火) いずれも 18:00~21:00  
【会場】 三条商工会議所 4F研修室  
【テーマ】 『物価高騰に勝つ！利益を生む値決めと値上げのやり方徹底解説』  
1回目：原価計算と価格設定編 2回目：値上げ戦略と価値向上編  
【参加数】 17社18名  
【講師】 ひらの経営支援事務所 代表 平野 康晴 氏  
【内容】

物価高騰時代において、勝ち残るためには商品価値や適正な価格設定、効果的な価格交渉が必要となる。会社の利益を確保できるよう、原価計算の基本知識を学びながらワークを交えたセミナーを2日間実施した。セミナー終了後は編集された講義動画の視聴URLを受講者ならびに当所全会員に周知、動画は1か月間の限定公開を行った。(動画閲覧期間12月18日~1月18日 総動画再生回数 1回目：82回、2回目：62回)

## 事業効果

受講後のアンケートでは「満足」「やや満足」という回答が100%であり、「原価の仕組みが理解できた」「他社との差別化や自社の強みをより深く考え、何か行動を起こす必要性を感じるきっかけになった」と好評の声が聞かれ、各社の取引価格の適正化に必要な学びを提供できた。

## 決算見込

決算見込額821,214円(当初予算額807,000円) ※三条市産業振興補助金活用  
内訳：講師謝金330,000円、講師旅費14,300円、資料印刷費25,474円、  
通信費31,680円、動画撮影・編集委託費330,000円、新聞広告代89,760円

## 実施概要

年間休日を増やしたり様々な対応はしているが、求職者から応募がないなど、人材募集に苦労している事業所が、自社の魅力に気付き、採用活動に活かしていただけるようセミナーを開催。

全ての人が働きたいと思う会社はなく、全ての人が働きたくないと思う会社もない。どんな会社にも必ず働きたいと思ってくれる人がいる。今自社で働いている人=今の自社の条件や仕事内容でやりがいをもって働いている人であり、そこがPRポイントである。お金をかけて閲覧数を増やす=採用数にはならない。求人原稿は会社目線でなく、求職者目線での記載が必要である。新潟県はハローワークからの就職が3割程度と一番高いので、ハローワークの活用が有効。

【日 時】2026年1月26日(月) 16:00~17:15

【会 場】三条商工会議所 4階「研修室」

【テ ー マ】もう採用には困らない！若手採用の成功法則

【講 師】(株)ユウミ 代表取締役 小口正史 氏

【参加費】無料

【参加者数】18社21名

## 事業効果

求人情報検索エンジンの活用方法や求職者目線で記載することに気付くきっかけになった。質疑応答で15分超過。アンケートでは、60分では短い、ハローワーク活用方法を聞きたい等の意見があった。

## 決算見込

実行予算15,000円(当初予算918,000円 働きやすい職場環境事業) ※三条市産業振興補助金活用  
内訳：通信費15,000円

実施  
概要

【日 時】令和8年2月4日(水) 13:00~17:00

【会 場】三条商工会議所 4F研修室

【参加数】8社17名

【講 師】アステル・メグルラボ 代表 小田 芽久美 氏

【内 容】

次年度に向けて若手社員が「職場でどのような関係を築き、どのように行動しているか」を振り返ることを目的にEQ(心の知能指数)検査を実施。自分自身の行動スタイルを上手く使い分けることの重要性や自分や他人の感情理解を正確に行うよう、気づくためのワークを実施した。

事業  
効果

自分の関係構築の傾向を整理し、次年度に向けて行動を工夫するきっかけづくりが出来た。職場のコミュニケーションや育成の質を高める事業所の組織作りにとって必要な研修機会を提供することが出来た。

決算  
見込

決算見込額176,401円(当初予算額203,500円) ※三条市産業振興補助金活用  
内訳:講師謝金99,000円、講師旅費2,200円、資料印刷費2,530円、  
通信費16,444円、事前検査料56,100円、講師飲料代127円

## 実施概要

【セミナータイトル】「新規事業創出セミナー」

一本足打法からの脱却！本業の強みを活かした“第2の柱づくりセミナー”

【日 時】令和8年2月20日(金)・26日(木) いずれも15:00~17:00

【会 場】Zoom またはサテライト会場 ※ハイブリッド形式

サテライト会場：第一回 三条商工会議所 4階 第一会議室、第二回 三条ものづくり学校301号室

【講 師】インターウォーズ(株) インキュベーションコンサルタント 菅野 悠 氏

(株)JTBビジネスソリューション事業本部 インターウォーズ(株)執行役員 野村健児 氏

【ゲストスピーカー】(株)IPS PLIERS 代表取締役 内山航洋 氏

(株)アベキン 代表取締役 阿部隆樹 氏

【参加費】無料

【参加数】第一回：6社6名、第二回：14社14名

【内 容】

・第一回では企業内起業成功の論理について講師より講演

企業内起業は経営者・企業内起業家・社内外の支援者の「三位一体」の体制構築が必要。スタートアップと異なり、自社の資金、信用、ネットワークといった既存リソースを最大限に活用できる点が最大の強みであり、経営層には短期的なPLで判断しない「投資家的な構え」と、推進者が既存業務から離れて事業に集中できる「出島」的な環境作りが求められる。

・第二回はゲストスピーカーによる新事業に取り組みされた事例発表とパネルディスカッションを実施

(株)IPS PLIERSは工具を「掴む技術」と再定義してアウトドア市場へ進出した事例、(株)アベキンでは苦境の度に新事業で乗り越えてきた沿革やM&Aによる技術補完と自社ブランド構築の実例を紹介。新規事業への挑戦は、収益の柱を作るだけでなく、社員のマーケティング・営業スキルの向上や、会社への誇りの醸成といった組織活性化にも大きな副産物をもたらす。「正解がない中で正解にしていくこと」が経営の仕事であり、まずは行動・挑戦していくことが、10年後の大きな変化に繋がると説明された。

## 事業効果

受講後のアンケートではほとんどが「満足」「やや満足」という回答。特に第二回のリアルな話が好評であり、「新事業進出のきっかけ、取り組み方、考え方、成功事例など有益な話が聞けた」「自身に無い考え方や物事の捉え方を聞くことができ刺激になった」と声が聞かれ、新事業へ踏み出すための必要な学びを提供できた。

## 決算見込

767,760円（当初予算690,000円、実行予算781,760円） ※三条市産業振興補助金活用

内訳：謝金(講師・ゲスト)660,000円、会場借料2,000円、FAX通信費16,000円、三條新聞広告89,760円

経営に必要な知識の学び、創業計画書を作成する講座を実施するとともに、ネットワーク作りの場を提供。

【日時・テーマ・講師】

プレセミナー①	R7.11.21(金) 19時～21時	失敗しない創業成功理論等	ジャイロ総合コンサルティング(株) 代表取締役 渋谷雄大氏
プレセミナー②	R7.11.28(金) 19時～21時	失敗しない創業成功理論等	コンサルタント 露英一氏
本講座①	R7.12.13(土) 13時～17時	失敗しない起業ルール	コンサルタント 露英一氏
本講座②	R7.12.20(土) 13時～17時	ビジネスモデル化	ジャイロ総合コンサルティング(株) 代表取締役 渋谷雄大氏
本講座③	R8. 1.17(土) 13時～17時	マーケティング	コンサルタント 伊東裕司氏
本講座④	R8. 1.24(土) 13時～17時	収支計画・資金繰り計画、人材育成	コンサルタント 大岩貴文氏
本講座⑤	R8. 1.31(土) 13時～17時	先輩創業者企業視察、金融相談会	(株)帝樹園 庭正、市内金融機関7社による相談会
特別講座	R8. 2. 7(土) 13時～17時	創業計画書作成相談会	コンサルタント 大岩貴文氏、コンサルタント 伊東裕司氏
本講座⑥	R8. 2.14(土) 13時～17時	ビジネスプラン発表、懇親会	ジャイロ総合コンサルティング(株) 代表取締役 渋谷雄大氏

【受講者】プレセミナー：15名（うち 創業予定者 8名、創業間もない方3名、企業内起業・第二創業4名）

本講座：26名（うち 創業予定者15名、創業間もない方6名、企業内起業・第二創業5名）

※講座の他、ビジネスプランの中間提出及び講師による添削アドバイス。

【会場】Zoom又はサテライト会場のハイブリッド開催(本講座⑤のみ完全集合型で実施)

【受講料】プレセミナー：無料 本講座：1名3,000円(本講座⑥懇親会参加者1名6,000円別途)

【特記事項】・当所全会員案内及び受講者募集用WEBページ作成、市HP・WEB広告で周知。

・事前予習動画及びセミナーの見逃し動画を配信(4/30(木)まで視聴可能)。

【主な内容】いきなり計画書作成から始めず、稼げるビジネスモデルを作り、プランに落とし込んでいく。そのため考え方やアイデアの作り方を始め、各回テーマに沿って創業への不安や疑問点の解消、各受講者の具体的なプランのブラッシュアップに繋がる講義や、創業計画書の策定指導を行った。

## 事業効果

アンケートでは、全ての参加者が「満足」「やや満足」と回答。参加者からは「リスタートアップやMVPなど創業時の考え方や有効な手法が知れた」「講義では考えてもいなかった情報が多く、内容も具体的で分かりやすく、創業時の不安が減った」「志をともにする仲間が増えたことはとても良い励みになった」と好評であった。

## 決算見込

2,959,799円（当初予算額3,110,000円、実行予算額3,110,000円） ※県小規模事業経営支援事業費補助金活用

内訳：講師謝金1,782,000円、創業計画添削謝金330,000、視察先謝金11,000円、施設利用料2,240円、講師旅費19,236円、

資料印刷費20,000円、案内FAX代31,363円、消耗品(キャブチャード)3,960円、Zoom料・スタッフ308,000円、

事前・見逃し動画作成165,000円、LP・WEB広告・チラシ作成209,000円、懇親会費(6,000×13名)78,000円

実施概要

【公募期間】令和7年5月8日(木)～6月27日(金)

【採択数】19社 ※令和6年度交付決定事業者は活用を不可。

内容別：HP改修 15件、HP新設 3件、採用動画制作 1件

部会別：工業8件、卸商業3件、建設4件、小売商業1件、

専門サービス2件、鐵鋼1件

【助成金精算払合計】交付決定額 1,950,186円 補助金支払額1,866,234円

【内容】昨年度からの継続事業で、中小企業のWeb活用および企業紹介動画の制作を支援し、対外的な認知度や信頼度の向上を図るとともに企業が求める人材が円滑に採用できる一助とするべく実施。

事業効果

昨年度の申請件数36社から申請件数は減ったが、補助金締切後も多くの問い合わせがあり、次年度も一定の需要はあるように思える。多くがHPの改修での申請となったが、採用ページの内容強化やスマホ対応などを目的とした改修が多かった。

決算見込

決算見込額1,866,234円(当初予算額2,075,000円)

※三条市産業振興補助金活用

内訳：通信費16,048円、助成金1,850,186円

## 実施概要

【日時】令和8年2月10日(火) 14:00~15:30

【会場】ジオワールドビップ及びオンライン配信

【テーマ】生成AIがもたらすインパクトと業務実装にむけた実践アプローチ

【講師】(株)NTTデータ 流通・小売り事業部 課長代理 道下良司 氏

【参加費】無料

【参加数】56社71名

【要旨】・現場の「つぶやき」を資産に変える

業務中の些細な違和感を音声データを取り、AIに蓄積し、他社が模倣できない自社独自の競争力の源泉に変えること。

・「正解」ではなく「問い」を生成する

蓄積データから「暗黙の前提」を抽出させ、正解ではなく人間が思考するための「問い」をAIに生成させる。

・「考えなくなる組織」か「より考える組織」か

生成AIをAIが出した答えを鵜呑みにする「考えなくなる組織」ではなく、AIが映し出した自社の前提や問いに対し、人間が改めて価値判断を下す「より考える組織」への転換こそが、これからの企業経営における勝負の分かれ目となる。

## 事業効果

今回のテーマにおいて、日本の最前線のテクノロジー企業がどう思い、どう使っていくのか本質的な内容にフォーカスした結果、一部の参加者は具体的なハウツーを聞きたい方もいらっしまったことから、そのような方々には不評であった。しかし、「生成AIに解答を求めて使用していたが、暗黙の前提をもとにした問いを導出して、改善していくという方法を活用したいと思った」等、本質が伝わった方もいた。次年度事業では、個社の課題にあった生成AIの活用方法を伝えられる事業へと転換する必要があると感じた。

## 決算見込

459,291円 (当初予算893,000円、実行予算599,000円) ※三条市産業振興補助金活用

内訳：講師謝金 0円、室料・プロジェクタ・看板等 98,560円、資料印刷費 4,000円、  
 開催案内FAX料 15,731円、ZOOM配信委託費 176,000円、三条新聞広告料 165,000円

実施概要

【公募期間】令和7年4月24日(金)～6月27日(金)

【申請社数】7グループ21事業所

【補助金交付額】1,988,000円(見込)

【内容】

- ・1小間に対して、構成グループ種別に補助率1/3～3/4までの範囲で最大80万円を補助。
- ・グループ構成企業が全て同一代表者名の場合は、補助額を減少させる他、申請状況に応じ、過年度で利用があったグループについての減額調整も検討する。

事業効果

補助金を活用することで展示会出展の後押しとなり、販路拡大の一助となっている。展示会後の活動状況を見ても、3か月後には数百万～数千万円の売上高を記録する企業も多く、効果は出ている。

その一方で、申請グループの固定化が進んでいる課題があり、新規で展示会出展へ挑戦するグループを後押しするよう仕組みを変えていく必要がある。

決算見込

決算見込額1,997,542円(当初予算額2,075,000円) ※三条市産業振興補助金活用  
内訳：補助金交付額1,988,000円、通信費7,742円、租税公課1,800円

実施  
 概要

【日 時】2月19日(木) 9:30~18:00

【会 場】三条商工会議所 1Fチェンバーズホール

【講 師】ファーストペンギン株式会社 代表取締役社長 加藤慎一郎 氏

【参加数】7社12名

【概 要】

- ・ Management Game研修とはソニーの社内教育ツールとして開発され、1万社以上の企業が研修に導入されている経営シミュレーション研修。大学や高校等の教育機関のカリキュラムとしても採用されており企業活動の仕組みの理解や経営計画の立て方をボードゲームで理解できる。
- ・ 各参加者が資本金300万円で会社を設立して、ゲーム盤をマーケットに見立てる。市場動向や競合他社の動きを見ながら仕入・梱包・販売等の会社経営を行ったのち、人件費や経費を支払う期末処理を行い、決算書を作成した。


 事業  
 効果

終了後アンケートでは、満足度、理解度共に4.5/5段階評価を超え、回答のあったほとんどの受講者から「もう1度受講したい」との声が寄せられた。長時間の研修だったが手と頭を使い、時間をかけて学ぶ価値ある研修になったと考える。経営に携わる社員、普段数字に触れない営業社員にこのセミナーを受講させたいとの要望があった。

 決算  
 見込

決算見込額 388,500円(当初予算 527,000円) ※三条市産業振興補助金活用

内訳：謝金330,000円、旅費23,000円、通信費33,000円、講師昼食代2,500円



## 実施概要

食品ロス削減意識啓発のため、昨年度に引き続き実施。今年度は3010運動の継続と市内への浸透を目的にPOPの増刷に加えA3サイズのポスターを作成、市内飲食店に配布した。また、忘年会シーズンに合わせ、三条新聞へ広告を掲載し、市民へ周知した。新聞広告料のカラー代について、当事業の主旨に賛同いただき(株)三条新聞社より協賛をいただいた。

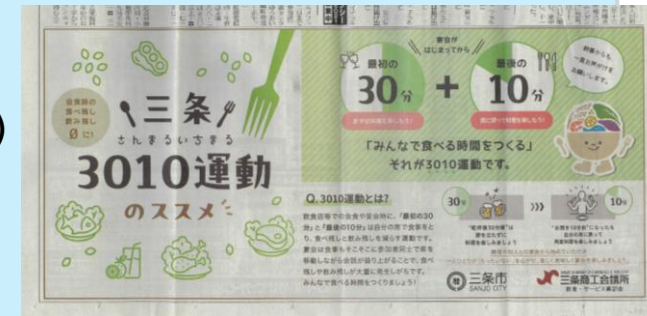
【使用開始】令和7年12月1日(月)～

【周知方法】三条新聞への広告掲載・・・12月19日(金)

【制作物】 A3ポスター 300枚  
卓上POP 1,000部

【うち配布枚数】ポスター 153枚、卓上POP 531部

【配布先】飲食・サービス業部会員のうち、飲食事業者180者  
三条市内飲食業界組合8組合



## 事業効果

昨年度事業では「食べ残しが最大5割減った」等、一定の効果があった事業であるが、今年度の効果として部会員への聞き取りを行ったところ、忘年会のリピーターからは事前に3010運動の声掛けをお願いをしなくても宴会の冒頭で伝えてくださったという回答をいただけた。食べ残し削減による廃棄ロス減少効果だけでなく、従業員の片付け時間削減による人件費低減にもつながっており、本事業を継続し認知を高めていくことでさらに効果が高まると思われる。

## 決算

480,400円（実行予算478,200円） ※三条市産業振興補助金活用

内訳:A3ポスター印刷費34,650円、POP印刷費99,550円、デザイン費75,900円、POP郵送料26,100円、新聞広告料244,200円(カラー代協賛)



実施概要

三条市内のお店同士・商店街でイベントやコラボレーション企画を補助を行うことで三条のにぎわいが創出される機会を増やす。

【広告宣伝費補助】

5社以上で構成されたグループで、賑わいをもたらす1事業費20万円以上のイベントを三条市内で実施する場合に、事業費の内の広告宣伝費を上限10万円補助する。グループを構成する全事業者が三条商工会議所会員とする。

【対象イベント期間】 2025年6月2日(月)～2026年2月27日(金)

【募集締切】 2025年12月19日(金) ※但し予算に達し次第終了

【案内先】 小売商業部会

【補助イベント】

①三条マルシェ in 東三条商店街 日時：9/14(日) 来場者数：17,000人

②一ノ木戸商店街CHRISTMAS MARKET 日時：12/24～25 来場者数：400人

事業効果

三条市内にてイベントを開催することで、新規顧客の獲得と市内のにぎわいを創出し様々なお店を知ってもらう・体験してもらい、三条市内の商店街の魅力を再発見していただく良いきっかけとなった。また、グループでまとまってイベントを開催することで、お店同士の連携と協力体制を強化するきっかけとなった。

決算見込

決算見込額 202,000円 実行予算額 302,000円

内訳：事業負担金200,000円(10万×2グループ)、通信費2,000円

実施  
 概要

【日 時】令和8年2月4日(水)

【参加者数】12社13名

【視察先】8:45燕三条駅出発 → 21:30燕三条駅到着、解散

①(公財) 渋沢栄一記念財団 「渋沢史料館」

渋沢栄一の旧邸跡に設立された登録博物館。約500社の会社や商工会議所設立に携わったその生涯や思想に触れる展示や映像、重要文化財となっている渋沢栄一が使用した洋風茶室等の見学を行い、現在の日本経済の礎を体感できた。

②第101回 東京インターナショナルギフトショー春2026

2,789社の多様な分野の企業が新製品や創意工夫にあふれた商品を出展。海外企業の出展や押し活需要向けの出展が増えている印象。行政主導で地域の小規模店舗の新商品開発・販路開拓を支援し、その一環で出展する等、全国の企業が新たな取組みをPRしていた。

③森ビル デジタルアート ミュージアム

最新鋭のデジタルテクノロジーによる世界最大規模のデジタルアート常設展示場。約50の独立した作品が展示され、鑑賞者の立ち位置や動き等でリアルタイムで描画が稼働し、同じ場所でも同じ状態は存在しない不思議な空間が演出されていた。非常に外国人が多くインバウンド需要を的確に取り込んでいる状況など見ることが出来た。

④懇親会：人形町今半 上野広小路店

 事業  
 効果

渋沢史料館やデジタルアートミュージアムは、普段見ることがない視察先であったため、参加者から「今回の視察研修で自身の見識がとて広かった」と評価いただく声があり、また、ギフトショーでは多様な企業の新たな取り組みやトレンドを見ることができ、自社を成長させていくためのヒントを得ることが出来た。

 決算  
 見込

735,154円（当初予算額978,000円、実行予算額1,066,322円） ※三条市産業振興補助金活用  
 内訳：新幹線代261,870円、マイクロバス借上料(1台)115,500円、旅行取扱手数料8,250円、  
 バス駐車・有料道路代1,580円、案内FAX料15,801円、請求書送料1,430円、  
 史料館見学料4,200円、ミュージアム見学料63,000円、  
 懇親会費248,523円、保険料7,500円、事務局日当7,500円



## 【報 告】

- ・ 県女連正副会長会議  
日 時：2月25日(水) 14:00  
会 場：ホテルニューオータニ長岡 3階桜の間  
議 案：①令和8年度事業計画及び収支予算案について  
参加者：三条3名（山井会長、土田副会長、田浦事務局）

## 【今後の予定】

4月22日(水) 12:00～	理事会	
-----------------	-----	--



## 【報告】

### ●チャレンジ！むかしあそびフェス

《日時》 2026年1月24日(土) 10:00~15:00

《会場》 三条市総合福祉センター 多目的ホール

《内容》 来場者が交流を図りながらむかしあそびを楽しめる7種類のブースを設置し、身体能力やコミュニケーション能力の向上を図った。

《来場者》 256名

《決算額》 726,404円（うち青年部支出：726,404円）

### ●令和7年度臨時総会・懇親会

《日時》 2026年1月30日(金) 【臨時総会】 18:30 【懇親会】 19:20~

《会場》 三条ロイヤルホテル

《内容》 令和8年度基本方針・事業計画・組織構成の審議を行い、議案の通り承認された。懇親会ではOB・OGと現役会員との親睦を深めた。

《参加費》 7,000円

《出席者》 総会出席72名(うち委任状出席20名)

《決算額》 517,000円（うち青年部支出：63,500円）

## 【今後の予定】

なし

## 報告(14) 資料

### 共催・協力・後援・協賛等の依頼、外部からの委員等就任依頼



三条商工会議所  
Sanjo Chamber of Commerce & Industry

#### ○共催依頼

受付日	申し出団体	テーマ・事業名等	開催日・内容等	諾否
2月16日	三条マルシェ実行委員会	令和8年度三条マルシェ	日 時：令和8年4月29日(水・祝)、9月22日(火・祝)、11月15日(日) 内 容：名義使用	承諾

#### ○後援依頼

受付日	申し出団体	テーマ・事業名等	開催日・内容等	諾否
2月16日	三条市立大学三燕祭実行委員会	第5回三条市立大学「三燕祭」	日 時：令和8年6月13日(土)、14日(日) 9:00～16:00 内 容：名義使用、会員への周知 三条市立大学の魅力や燕三条地域の認知度を上げ、高校生が三条市立大学を目指したいと思わせる大学祭にするため開催。	承諾
2月27日	三条クラフトフェア実行委員会	第17回三条クラフトフェアin槻の森	日 時：令和8年5月16日(土)10:00～16:30 5月17日(日) 9:00～16:00 内 容：名義使用 作り手自らがプロデュースして「モノ」と「人」が出会い交差する熱気溢れる空間構築のもとに、クラフトフェアを開催。	承諾

#### ○協力依頼

受付日	申し出団体	テーマ・事業名等	開催日・内容等	諾否
2月4日	燕三条貿易振興会	令和7年度台湾事業POPUPショップ『之間』イベント	期 間：令和8年3月26日(木)～29日(日) 派遣職員：企業支援課 蒲澤主事	承諾
2月16日	新潟商工会議所	新潟港コンテナ貨物利用拡大支援事業	内 容：会報折込サービスの利用及び利用料免除 新潟港を利用する荷主様に対する補助金支援制度を行う。	承諾



○協賛依頼

受付日	申し出団体	テーマ・事業名等	開催日・内容等	諾否
1月28日	二十歳を祝う会サポート協会	令和7年度三条市二十歳を祝う会	日 時：令和8年3月20日(金・祝) 13:00～15:00 協賛金：10,000円	承諾
2月16日	三条市立大学三燕祭実行委員会	第5回三条市立大学「三燕祭」	日 時：令和8年6月13日(土)、14日(日) 9:00～16:00 協賛金：150,000円	承諾

○外部からの委員等就任依頼

受付日	申し出団体	依頼の内容	任期		諾否
1月5日	日本商工会議所	第33期産業経済委員会 副委員長 委嘱	3年	[令和7年11月20日～令和10年10月31日] 被推薦者：兼古会頭	承諾
2月10日	日本商工会議所	地域・共創専門委員会 委員 就任	3年	[令和7年11月20日～令和10年10月31日] 被推薦者：兼古会頭	承認
2月10日	日本商工会議所	国際ビジネス環境整備専門 委員会 委員 就任	3年	[令和7年11月20日～令和10年10月31日] 被推薦者：長谷川副会頭	承認



【対象期間：1月29日～3月11日】

## ○会員

No.	お届け日	送り先	対象者・内容	手配内容
1	1/31(土)	丸山欽治商店	丸山代表ご母堂・ご逝去	弔電
2	2/6(金)	つばさ税理士法人	山田所長ご令妹・ご逝去	弔電
3	2/11(水)	小湊配管工業(株)	小湊社長ご尊父・ご逝去	弔電
4	2/12(木)	(有)侍	山崎社長ご母堂・ご逝去	弔電
5	2/15(日)	L&Bヨシダ税理士法人	吉田所長・ご逝去	香典・生花・弔電
6	2/16(月)	中越金網工業(株)	川瀬社長ご子息・ご逝去	弔電
7	2/26(木)	安達清税理士事務所	安達所長・ご逝去	香典・生花・弔電
8	2/28(土)	(株)三条衛生社	島影社長ご母堂・ご逝去	弔電

## ○会員外

対象なし